

2018 年度 社会構築論系
地域・都市論ゼミ 2 ゼミ論文

外国人学校と地域社会のつながりを考える
—東京都の学校と地域を事例に—

主査 浦野正樹教授

早稲田大学 文化構想学部 社会構築論系 4 年

浦野ゼミナール所属 1T150927-5 宮本詩穂

目次

序章

序一 1	研究動機・問題意識.....	4
序一 2	研究目的.....	5
序一 3	調査対象地域.....	5
序一 4	研究方法.....	5
序一 5	論文構成.....	5

第 1 章 多文化共生に関する先行研究

1-1	多文化共生とは.....	7
1-1-1	日本における外国人を取り巻く現状.....	7
1-2	グローバル化の中での「多文化共生」の歴史.....	8
1-3	生活者としての外国人を取り巻く現状と課題.....	12
1-3-1	「地域における多文化共生推進プラン」について.....	13
1-4	住民による意識改革の必要性.....	15

第 2 章 日本における外国人の子どもたち

2-1	日本における外国人の子どもの現状.....	17
2-2	生活と教育に関する課題.....	17
2-3	アイデンティティに関する問題.....	18
2-4	学校の選択.....	19
2-5	考察.....	21

第 3 章 日本の中の外国人学校

3-1	概要.....	24
3-2	歴史.....	25
3-3	現状・課題.....	27
3-4	地域における外国人学校の存在意義.....	29

第 4 章 地域における多文化共生をめざした事例

4-1	世田谷区用賀「清泉インターナショナル・スクール学園」概要.....	30
4-1-1	地域社会との関係性.....	31
4-1-2	取り組みの成果と課題.....	33
4-1-3	地域から愛される理由.....	33
4-2	「清泉インターナショナル・スクール学園」事例調査まとめ.....	34
4-3	杉並区荻窪「エベレスト・インターナショナル・スクール」概要.....	34

4-3-1	杉並区における外国人数	36
4-3-2	学校と地域社会の関係性	36
4-3-3	取り組みの成果	38
4-3-4	今後の課題	39
4-4	「エベレスト・インターナショナル・スクール」事例調査のまとめ	40
4-5	事例調査の考察	40
第5章 事例研究の分析による「外国人学校×地域社会」の展望		
5-1	多文化共生の地域社会づくりの条件	41
5-2	これからの外国人学校	42
終章		
終-1	本論文のまとめ	44
終-2	本論文の図式化	45
終-3	謝辞	46
	参考文献／URL	47

序章

序一1 研究動機・問題意識

まず研究の一番の動機は、筆者が実際に感じた「海外で暮らす外国人が、現地の地域社会とつながりをもつ難しさとその大切さ」の考えにある。筆者は高校時代の約3年間を香港で暮らし、香港のインターナショナル・スクールに通っていた。普通の日本の学校であれば体育祭や文化祭など、地域や地域住民と関わる行事がある一方で、筆者の学校では、香港の地域社会と関わる機会がほとんどなかった。学校を通して地域社会と交流するような機会がなかったため、香港地域の一員として地域に参加することや、地域に溶け込むことが非常に難しかった。特に、インターナショナル・スクールや、海外の日本人学校に通う子供を持つ親の世代は、日本人同士の狭いコミュニティにこもりがちになると感じた。もしそのような地域と繋がる場があれば、香港の生活や文化について地域づくりの構成員として学ぶことができ、さらに自国の文化についての理解も深まったのではないかと感じている。

また、学校という教育機関が地域において、多文化共生の視点から考えた際に重要な役割を持つ機関なのではないかと考えた。「学校」は地域の中で最も子どもが集まる施設であり、地域と学校の繋がりが強ければ、そこに通う生徒は自然に地域と交流する機会が得られる。さらに生徒の親も、情報共有が出来るコミュニティが広がる。筆者が香港で暮らして感じた、現地の地域社会との交流を通して繋がりを持つことの大切さから、「外国人学校×地域社会」の可能性について研究を進めたいと考えた。そして、地域の中の外国人学校の存在は、地域における多文化共生の推進に大きな役割を担っている機関であるのではないかと、という問題意識から研究を進めていく。

また2019年のラグビーワールドカップや2020年東京オリンピックの影響で、「グローバル化」や「多文化共生社会」、「地域の国際化」など、国内で国際的な活動がますます活発化し、これらはさらに重要視されるようになると推測される。日本で暮らす外国人児童だけでなく、日本人児童もまた、今後日本社会に出て、活躍する人材として日本経済を支える存在となる。つまり多文化共生が進行する現代において、今後の日本社会を担うのは「子ども」である。そのような外国人児童が日本社会と関わりを持ち、幼少期から地域社会と交流することは非常に重要である。また、身近な地域の中で多文化共生を可能にすることは、外国人児童にとって貴重な文化体験となり、人間形成に繋がるだけでなく、日本人住民の異文化理解力が高まる。そのような多文化共生を実現する地域が全国に増えることで、日本全体が多文化共生社会になり得るのではないかと考えた。

本論文では、日本の中の外国人学校に焦点を当て、地域における多文化共生社会について述べる。地域と外国人学校の関係性の研究を通して、多文化共生の視点から考える地域社会と外国人学校がつながりを持つ必要性と、その重要性、さらに今後の展望を明らかにしたいと考え、本論文を執筆するに至った。

序一2 研究目的

本論文の目的は、「日本の中の外国人学校は、地域における多文化共生社会の推進に大きな役割を担っており、日本における多文化共生社会の実現に繋がる重要な機関であるのではないか」という、筆者の問題意識に基づく。その理由については、

- ① 地域社会と外国人学校が繋がりを持った時、外国人学校は「地域における多文化共生社会推進プラン」を実現する役割を持つ。
- ② 地域社会と外国人学校の繋がりには日本社会が目指す理想的な社会である。

という上記の2つの仮説をたてた。これらの仮説を検証することで、先に述べた「なぜ多文化共生社会の実現において、地域社会と外国人学校の連携が重要な役割を果たすのか」を、第4章でみる東京都内の外国人学校2校の、地域社会との繋がりを高める活動の様子とその成果と、文献調査から明らかにする。日本において多文化共生社会を実現する際に大きな影響を与え得る地域の中の外国人学校の重要性と、今後の可能性を提示することにした。

序一3 調査対象地域

本論文では、東京都世田谷区用賀にある「清泉インターナショナル・スクール学園」と、杉並区荻窪にあるネパール人学校「エベレスト・インターナショナル・スクール」の2つの地域と外国人学校を調査対象地域とし、事例研究を進めていく。清泉インターナショナル・スクール学園は古くから地域にある外国人学校であり、一方でエベレスト・インターナショナル・スクールは近年出来たネパール人学校である。古い歴史の中でどのように地域と関係を築き上げてきたのか、また歴史の浅い学校は現在どのように地域との関係性について考えているのか、その比較研究を交えながら事例の分析を行う。

序一4 研究方法

本論文の研究方法としては、文献調査とインタビュー調査を主とする。インタビュー調査においては、世田谷区用賀の「清泉インターナショナル・スクール学園」と杉並区荻窪の「エベレスト・インターナショナル・スクール」の校長先生それぞれ1名の方、さらに杉並区内の地域活性化活動に取り組んでいる団体2組から、それぞれ杉並区交流協会の事務局長の方1名、すぎなみ協働プラザの職員の方1名からお話を伺った。

序一5 論文構成

まず『第1章 多文化共生に関する先行研究』において、先行研究という形で「多文化共生」とは何かを定義したうえで、これまでに日本がどのように世界から影響を受け現在のグローバル化を目指してきたかを述べ、日本におけるグローバル化の変遷の中での「多文化共生」の歴史について触れる。また総務省が主体として行っている「地域における多文化共生社会推進プラン」がつくられた背景と、現在日本はどのような地域社会を目指し

ているのかを考察する。日本に住む外国人住民の現状と課題についても分析しながら、多文化共生の地域づくりについて詳しくみる。

『第2章 日本における外国人の子どもたち』では、日本で暮らす外国人児童の教育の現状について論じる。彼らが直面する子どもの生活と教育に焦点を当て、外国人の子ども達の現状や課題を分析しながら、日本における外国人の子ども達の実態をみていく。また第2章で日本に住む外国人の子ども達にとっての教育機関として機能する外国人学校の重要性を述べたうえで、つぎの第3章につなげる。

『第3章 日本の中の外国人学校』では、日本の中の外国人学校について概要や歴史、また学校が直面している現状と課題について論じる。さらに、第2章と第3章を受けて、外国人学校の地域における存在意義について分析し、外国人学校の重要性を地域の中で見出している東京都内の外国人学校2校を事例として取り上げ、つぎの第4章の事例分析につなげる。

『第4章 地域における多文化共生をめざした事例』では、地域の外国人学校と地域社会の結びつきが強い東京都内の外国人学校である2校の、東京都世田谷区用賀の「清泉インターナショナル・スクール学園」と、杉並区荻窪の「エベレスト・インターナショナル・スクール」を取り上げる。本章では、第1章で述べた「地域における多文化共生推進プラン」を大きく推進する役割を果たす外国人学校として、実際に地域の中の外国人学校と地域社会の関係性を深めることで、多文化共生の地域づくりを行っている外国人学校について分析する。さらに、第2章から第3章にかけて明らかにした地域における外国人学校の重要性を、事例を見ながらさらに証明していく。

『第5章 事例研究の分析による「外国人学校×地域社会」の展望』では、第4章の外国人学校と地域社会の関係性の分析から、多文化共生の地域社会づくりの際に、どのように外国人学校が機能するのか、また地域における多文化共生社会を目指す際に不可欠になる条件とは何なのか、事例研究から分析し論じていく。

『終章 まとめ』では、これまで第1章から第5章まで述べてきた本論文の流れを再確認し、本論文を締める。

第1章 多文化共生に関する先行研究

1-1 多文化共生とは

今日の日本において、外国人を目にしない日がないほど、国内における外国人の数は急増している。グローバル化がますます発展する今後の日本社会では、外国人と共に生きることが必然的に必要とされる。地域における多文化共生社会について論述する前に、本項では、本論文のテーマと深く関係する多文化共生について触れておく。

総務省によれば多文化共生とは、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」（総務省, 2006, pp.5）だと定義している。すなわち、在住外国人を一時的な滞在者と考えるのではなく、日本で暮らす一人の「生活者」として捉え、多様な背景を持つ人々が共に生きていく社会のことを指す。現代の日本社会では当たり前のようにグローバル化や多文化共生を推進しようとする動きがあるが、そもそもなぜ日本で外国人の受け入れとその定着が必要なのか。その大きな前提として、日本国内における「多文化社会」の存在とその著しい拡大がある。多文化社会とは、「大勢の外国人が居住しあるいは往来して多数の文化が並存する中で、相互の利害関係や異文化間の摩擦を解消するために何らかの調整を必要とする状況にある社会」を指す（白土, 2014, pp.1）。在留外国人数が増加している日本では、多文化社会が年々拡大しており、日本社会において多文化共生社会を実現することが不可欠となっている。

多文化社会が至る所で存在している日本において、多文化共生社会とは言わば理想的な社会である。長期的に滞在または永住する外国人が増える中で、日本社会ならびに地域社会において、日本人が外国人と「ともに生きる」という意識、施策、政策、法律が一層求められるようになった（佐竹, 2011, pp.28）。

1-1-2 日本における外国人を取り巻く現状

近年、外国人の定住化が進みますます日本における外国人人口が増加している。法務省によると、平成 29 年度末における在留外国人数は 256 万 1,848 人で、前年にくらべ 17 万 9,026 人(7.5%)増加し、過去最高を記録した（法務省, 2017）。昭和 53 年に 100 万人を突破して以降増加を続け、平成 23 年度の東日本大震災の影響により一時的にその数は減少したものの、平成 24 年からまた増加傾向に戻った。さらに、長崎県を除く 46 都道府県において、平成 29 年度の在留外国人の数が前年比を大きく上回った。東京都のみならず、日本全国で生活者として日本に住む外国人の数は年々増えており、日本全国に多文化社会が存在している。

図 1 では在留外国人の国籍・地域別の構成比を表している。下記の図からも分かるように、韓国や朝鮮などの旧植民地出身者（オールドカマー）よりも、ほとんどがその他地域出身のニューカマーの人口数で占められているのが分かる。

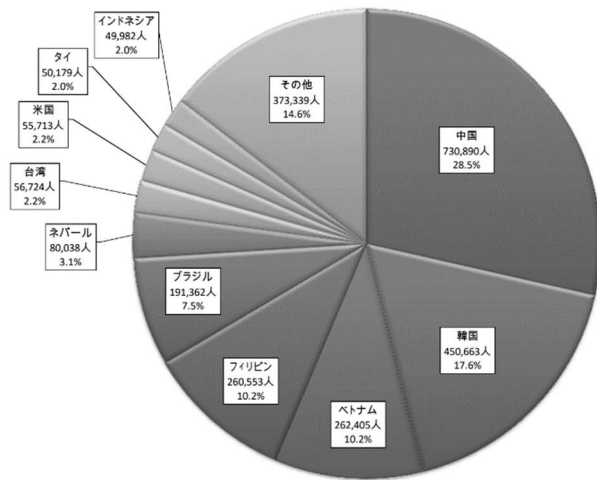


図1：在留外国人の構成比（国籍・地域別，平成29年末）（法務省「平成29年末現在における在留外国人数について」）

1-2 日本におけるグローバル化の中での「多文化共生」の歴史

国境を越えてあらゆるモノ、ヒト、カネ、情報が行き交い、グローバル化の進展は今後もしまる所を知らない。内閣府は年次経済財政報告においてグローバル化を、「資本や労働力の国境を越えた移動が活発化するとともに、貿易を通じた商品・サービスの取引や、海外への投資が増大することによって世界における経済的な結びつきが深まること」（内閣府，2004）だと定義しており、「グローバル化」は、経済的な意味として用いられている。一方で、「多文化共生」は上記でも述べたように、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」であり、文化的な観点から捉えられている。日本国内でグローバル化の進行のもと「ヒト」の移動がますます活発化する中で、「多文化共生」という考え方が叫ばれ始めたわけであるが、どのような歴史的背景のもと、現在の「多文化共生社会を目指す日本」に至るのか。本項では、グローバル化（特に国境を越えた「ヒト」の移動を中心に）の中で誕生した「多文化共生」の変遷を辿る。その際、大きく以下の4つの時期（①1970年代—在日コリアンの定住化と社会運動、②1980年代—ニューカマーの増加と「地域の国際化」、③1990年代—ニューカマーの定住化と「内なる国際化」、④2000年代—新たな外国人政策の模索と自治体の取り組み）に分類し、「多文化共生」の考え方が誕生するまでの流れをみていく（近藤，2011，pp.22-39）。

① 1970年代—在日コリアンの定住化と社会運動

戦後、朝鮮半島の母国に帰国せずに日本に残った旧植民地出身である在日コリアンの定住化に伴って、1970年代以降、在日コリアンに向けた外国人施策が国や地方自治体に求められるようになった。1970年以前は、日本政府も在日コリアンが母国に帰国すると思込んでおり、外国人を「住民」として考えていなかった。しかし、1970年

度の「日立裁判」と呼ばれる在日韓国人二世の原告が就職差別を訴えた裁判を契機に、在日コリアンを地域住民として日本人と平等な扱いを求める社会運動が、在日コリアン二世を中心に始められ、一部の自治体がこうした運動に徐々に応えるようになる。さらに1977年から1979年にかけて全国的な行政差別撤退運動を始め、在留権保証と社会保障の適用を求める運動を行った。これらの運動の背景には、国際的な人権意識（1969年 人種差別撤退条約、1976年 国際人権規約の発行）の高揚があったと考えられる。また難民条約へ加入する際に関わる国籍要件も撤廃され、日本の社会保障制度の対象に外国人が含まれるようになる。日本に定住する外国人は、日本社会を築く一人の構成員として少しずつ認められるようになっていった。

② 1980年代—ニューカマーの増加と「地域の国際化」

在住外国人を表す言葉が大きく2つある。第二次世界大戦以前から旧植民地出身者（主に朝鮮半島、中国、台湾）として日本に住んでいた朝鮮人や韓国人のことを「オールドカマー」と呼ぶ。一方で、1980年代以降、就労、就学、結婚などを理由に日本に定住するようになったそれ以外の地域からやってきた外国人のことを「ニューカマー」と呼ぶ。

日本では1960年代の高度経済成長を経て、国際社会の中でも経済大国としての国際的地位の向上を目指す。そして「国際化」が当時のキーワードとなり、「内なる国際化」（外国からのモノやヒトを受け入れること）が推進されるようになった。さらに1980年代後半からは、自治体による「地域の国際化」が推進された。自治省（現総務省）は、自治体による様々な国際交流施策を発表し、「国際化に対応した地域づくり」を目指し、地域の活性化を図った。しかしこの当時はまだ、自治省は外国人を観光客として考えて外国人施策を進めており、住民として認識する意識は希薄であった。その転機となったのが、1980年代の在日外国人の増大である。1978年から定住を前提にしたインドシナ難民や中国帰国者の受け入れが本格化し、1983年には「留学生10万人計画」も始まった。また、近隣アジア諸国からの出稼ぎ労働者も急速に増加していったが、多くが超過滞在者と呼ばれる非正規に就労する人々であった。彼らに関する問題（賃金不払い、労災隠し、無保険者の医療、入居差別など）は日本社会において大きな問題となった。

③ 1990年代—ニューカマーの定住化と「内なる国際化」

1990年の入管法改定により、在留資格の種類が増えた。それに伴い外国人の受け入れ範囲が拡大され、以前まで活動制限のあった日系人、特に日系南米出身者が急増した。国内の労働力不足から労働者としてニューカマーを受け入れるようになったが、超過滞在者の急増（1993年には約30万人に達した）や、低賃金労働者扱いによる人権侵害事件など様々な問題が生じた。上記のようなニューカマーを取り巻く問題に対

して、市民団体は相談窓口として中心となって支援を行い、また自治省も「住民」としてのニューカマーへの施策の取り組みを始めた。その転機となったのが、1995年の阪神・淡路大震災である。外国人被災者の救援活動の中から誕生した川崎の外国人団体「多文化共生センター」という NGO の名とともに、「多文化共生」という言葉が新聞にも登場するようになり、各地の自治体の外国人住民政策のスローガンとして広まっていった（近藤, 2011, pp.7）。

「1990年代後半になると、ニューカマーの中で永住資格や日本国籍を取得する者が増加し、国際結婚も大きく増え、定住化が進んでいった。一方、在日コリアンは、1980年代に外国人登録の指紋押捺に反対する運動を展開し、目標を達成した後、1990年代には地方参政権や公務就任権の保障を要求していた。1995年には、最高裁判所の判決によって、永住外国人への地方選挙権の付与が違憲ではないことが示され、参政権運動は勢いを得た。また、1996年以降、川崎市をはじめとして、政令指定都市や都道府県で職員採用の国籍要件を撤廃するところが増えてきた。こうした運動の盛り上がりを受けて、外国人の政治参加や、多文化共生のまちづくりへの関心が高まり、外国人を住民と位置づけ、外国人施策の体系化をめざす自治体が増えていった。一方、1980年代後半に始まった自治省の「地域の国際化」政策は、1990年代も継続された。1992年には、在住外国人の増加に対応して、「国際交流のまち推進プロジェクト」は、国際交流推進型と在住外国人対応型の二種に分かれた。1993年には、地方財政計画上に国際化推進対策経費が初めて認められるとともに、自治省に国際室が設置され、市町村職員の「国際化対応能力の育成・向上」を図るために全国市町村国際文化研修所も開設された。1994年には、総合的・先進的な国際化施策を行っている自治体に対する「世界に開かれたまち」表彰も始めた」（近藤, 2011, pp.28-29）。

「自治省は、1995年に『国際交流から国際協力』へという新たな潮流』を強調した「国際協力大綱の指針」を各都道府県・政令指定都市に示し、国際交流と国際協力を知己の国際化の二つの柱に位置付けた。そして、自治体国際化協会内に自治体国際協力センターを設置した。1998年には、自治省の「国際交流のまち推進プロジェクト」と自治体国際化協会の「国際交流推進事業」が統合され、自治体国際化協会による「地域国際化強化等先導的施策支援事業」が始まった。これは、地域国際化協会や市町村の国際交流協会等の先導的施策を重点的に支援していく目的で創設された」（近藤, 2011, pp.29）。

これまで述べてきたように1990年代は、日本全体で外国人を「生活者」として捉え、共に生きていく「多文化共生」を目指した施策が自治体をはじめ自治省においても、外国人施策を体系化させていった時期であった。

④ 2000年代—新たな外国人政策の模索と自治体の取り組み

2000年代に入ると、外国人を日本社会の構成員と認め、定住化を前提とした外国人

政策が見直されるようになる。これまで日本政府は、「外国人政策」という用語の代わりに、「出入国管理政策」という用語を使っていた。それは、外国人政策＝出入国管理政策であり、外国人を管理の対象とみなし、定住化を前提とせず、日本社会の構成員として認めてこなかったためである。その結果、外国人住民に対する「対策」があっても「政策」がない状態であった。しかし2000年代に入り、少子高齢化の進展やその後の人口減少、さらにグローバリゼーションへの対応などを背景に、新たな外国人政策の模索が始まった。2000年3月には、法務省が「日本人と外国人が心地よく共生する社会の実現」をめざすことを第二次出入国管理基本計画においてはじめて謳った。また「2001年5月に設立された外国人集住都市会議は、自治体の立場から外国人の定住化を前提とした国の外国人受け入れ体制の整備を求め、日本経済団体連合会も「外国人受け入れ問題に関する提言（2004年）を発表し、出入国政策の見直しと社会統合政策の構築が重要課題として認識されるようになってきた」（近藤, 2011, pp.30-31）。

自治体だけでなく国も次第に活発になり、外務省は外国人政策の課題の整理と解決策を模索するためシンポジウムを開催するなど、新たな外国人政策の模索に努めた。また2000年代に入って本格化した外国人住民施策に関する動きの中で、自治体においては「多文化共生」がキーワードとなった。1990年代後半以降、全国の各自治体において、主にニューカマーを対象にした様々な外国人施策が策定され、それらは外国人住民だけでなく日本人住民にも地域社会への参加を促し、多文化共生をめざす地域づくりへと施策が体系化されつつある。多文化共生に積極的に取り組む自治体に比べて、国の取り組みは大きく遅れるものとなったが、2005年6月の総務省による「多文化共生の推進に関する研究会」の報告書を転機に、政府も多文化共生社会づくりに関する動きが活発化する。この中で作成された報告書には下記の3つの意義（近藤, 2011, pp. 33）が示されている。

- ① 「総務省が地域国際化の柱としていた国際交流と国際協力に加えて、在住外国人にかかわる取組みを多文化共生と呼び、第3の柱に位置付けたことである。それまで、在住外国人にかかわる取組みは、国際交流の中の一分野に過ぎなかったことから大きな転機といえる。国際交流の中の一分野では、外国人を地域社会の構成員ととらえる発想は生まれにくく、また優先順位も低くならざるを得なかった。」
- ② 「各地の自治体の取組みを整理し、体系化して、多文化共生に関わる施策の全体像を示したことである。」
- ③ 「それまで、もっぱら労働力確保や治安維持の観点から「外国人問題」にアプローチしていた国に対して、「生活者としての外国人」という第3の観点を打ち出すことを求めたことにある。」

総務省は、上記の意義を含んだ報告書に基づいて、新たに 2006 年 3 月に「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、自治体が多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進することを求めた。その結果、全国の地域が多文化共生の指針や計画の策定に取り組み始め、自治体にとって多文化共生を推進することは重要な行政課題となった。「地域における多文化共生推進プラン」については【1-4】で詳しく記述するため本項では省略する。

同年 12 月には、外国人住民の生活環境の改善策を明記した「生活者としての外国人に関する総合的対応策」が取りまとめられた。その対応策には、「我が国としても、日本で働き、また、生活する外国人について、その処遇、生活環境等について一定の責任を負うべきものであり、社会の一員として日本人と同様の公共サービスを受取り生活できるような環境を整備しなければならない」（近藤, 2011, pp.35）と記されている。

これまで在住外国人に関する施策の視点からの歴史から見てきた「グローバル化」から生まれた「多文化共生」が現代に浸透するまでの変遷を辿ってきた。歴史を振り返って明らかになったのは、外国人を生活者として捉え、率先して対応に当たっていたのは、各地域の自治体や NPO 団体であることだ。身近な地域で暮らす外国人住民へのアプローチに、いかに地域が大きな役割を果たしているのかが分かる。日本において外国人受け入れに関する問題は、将来の日本社会に大きく影響を及ぼす重要な課題である。特に、日本に住む外国人家庭の子どもたちは、これからの日本社会を担う存在となり、社会への影響は大きいと考えられる。しかし、日本で多文化共生を実現するには、多くの課題が山積みとなっている。生活者としての外国人が抱える課題と、それらの解決に向けた日本の動きについて次章からみていく。

1-3 生活者としての外国人を取り巻く現状と課題

生活者としての外国人と「共生」する社会を日本は目指している。しかしそのような「多文化共生」という理想社会を実現するにおいて、生活者として日本で暮らす外国人が抱える課題は多様である。彼らが抱える課題は主に 4 点ある（①言語の問題、②定住生活する上での条件の不整備、③地域社会での交流不足・孤立、④日本人住民との間に軋轢）（総務省, 2006, pp.4-5）。定住外国人の増加に伴い、行政や各地域が直面する課題は多様化、複雑化しており、多様なニーズに応える施策が必要になっているのだ。

① 言語の問題

1980 年代以降に増加したニューカマーの多くには、日本語を理解できない人もいるため、コミュニケーションに問題が生じている。それにより生活上に困難をきたすことも少なくない。例えば行政の仕組みや地域に関する情報や知識を上手く取り入れることができず、十分に生活者として受けるべきサービスや処遇を受けられないケースも多々ある。

② 定住生活する上での条件の不整備

日本の社会システムの中には、定住外国人に向けた整備が整っていない部分があり、例えば健康保険の未加入問題による深刻な医療問題。さらに教育現場における外国人の子どもに関する教育の問題など、生活する上での条件の不整備による課題が多くある。

③ 地域社会での交流不足と孤立

近隣住民と円滑なコミュニケーションが困難なことから、地域住民との交流が不足し、地域社会から孤立するケースも少なくない。外国人住民の社会参画に関する問題が生じている。

④ 日本人住民との間に軋轢

日本人住民と外国人住民との間で起こる差別の問題や、ゴミ出しや騒音などのマナーの違いによって、日本人住民との間でトラブルが生じる。文化の違いから日本人住民と衝突することが多く指摘されている。

1-3-1 「地域における多文化共生推進プラン」について

上記で挙げた、生活者としての外国人が抱える課題解決に繋がり、また行政が直面するニーズの多様化・複雑化に応じた施策が、2006年3月に総務省から発表された。それが、「地域における多文化共生推進プラン」である。当施策が、全国の地域が多文化共生の指針や計画の策定に取り組みに始動することを促し、地域において多文化共生社会を実現することは各地域の自治体にとって大きな行政の課題となった。総務省によれば2016年4月の段階では、「都道府県では94%、政令市では100%の団体が策定している。町村においては未策定の団体が多く、政令市を除く市町村では策定している団体は40%であるが、地方自治体の人口における外国人住民の占める割合が、全国平均の1.7%を上回っている市及び区では、約85%の団体が策定している」（総務省, 2017, pp.11）。当プランの内容について本項で詳しくみる。

地方自治体では、1980年代後半から「地域の国際化」が推進され、自治省（現総務省）は、「国際交流」と「国際協力」を柱として「国際化に対応した地域づくり」を目指した。当時はまだ、外国人を観光客として考え外国人施策を進めており、住民として認識する意識は希薄であった。そこで前述した日本における外国人を取り巻く地域社会の変化から、「多文化共生」を第3の柱として地域の国際化を推進することに至った。プランの中では、地方自治体が多文化共生施策を推進する意義について5点挙げられており（①外国人住民の受け入れ主体としての地域、②外国人住民の人権保障、③地域の活性化、④住民の異文化理解力の向上、⑤ユニバーサルデザインのまちづくり）、その上で、地域における多文化共生を推進するにあたって以下の4つの観点から検討されている（総務省, 2006,

pp. 2)。各地方自治体は以下の主軸をもとにしたプランをモデルに、多文化共生の計画を行う。その4つの観点と具体的な施策内容について以下でみる。

① コミュニケーション支援

日本語を母語としない外国人住民は、日々の生活の中で近隣住民とのコミュニケーションが図れず、また日本語で記載されている行政サービスなどに関する資料などから必要な情報が得ることが難しい。またニューカマーの定住化に伴い、外国人住民が地域社会で孤立することを防ぐため、日本語でのコミュニケーション能力を培うことは必要である。そのため生活者としての外国人を支援するため、「地域における情報の多言語化」と「日本語および日本社会に関する学習の支援」を主に支援することが求められる。

- (1) 「地域における情報の多言語化」
- (2) 「日本語および日本社会に関する学習の支援」

② 生活支援

ニューカマーの定住化が増加する一方で、外国人住民は居住や教育など安定的に生活する上で様々な困難に直面している場合がある。そこで、日本で安心して生活を送ることができるように生活環境の支援をする必要性がある。

- (1) 居住
- (2) 教育
- (3) 労働環境
- (4) 医療・保健・福祉
- (5) 防災
- (6) その他

③ 多文化共生の地域づくり

地域における外国人住民との交流は、日本人住民の異文化理解能力や地域活性化に繋がる。そのため地域住民が多文化共生の意義を理解することが重要であり、外国人住民の地域社会での孤立を避けるために、地域社会へ参画する仕組みづくりが必要とされている。1988年の「国際交流のまちづくりのための指針」において自治省（現総務省）は、多文化共生の地域づくりにおいて、日本人と外国人の両者にとって住みやすいまち、つまり「ユニバーサルデザイン」の視点を取り入れる必要があるとしている。

- (1) 地域社会に対する意識啓発
- (2) 外国人住民の自立と社会参画

④ 多文化共生施策の推進体制の整備

地域における多文化共生の取り組みは、地方自治体のみならず地域の団体やNPO、

NGO など様々な民間主体との連携・協働を行いながら推進していくべきである。そのため、その推進体制を整備することが重要であり、国の役割や企業の役割もまた明確化することが求められる。

- (1) 地方自治体の体制整備
- (2) 地域における各主体の役割分担と連携・協働
- (3) 国の役割、企業の役割の明確化
- (4) 企業の役割

以上が、総務省による「地域における多文化共生推進プラン」の具体的内容である。外国人の日本への出入国に関わる点や、外国人をどのように日本社会に受け入れるかに関して議論するのは国の責務である。しかし、日本を訪れた外国人に対して外国人を地域社会の一人としてその地域が受け入れてしまえば、そこからは行政サービスを提供する地方自治体が主として役割を担う。そのため、それぞれの地域の地方自治体は、地域における多文化共生施策の担い手となり、外国人住民を、地域を構成する構成員の一人として尊重し、受け入れる必要があり、その果たす役割は大きい。

また、地域で様々な文化や背景をもつ外国人がいることで多国籍な地域となり、地域産業・経済の振興に直結する。さらに、地域の多文化化を推進することで、「地域住民の異文化理解力の向上や、異文化コミュニケーション力に秀でた若い世代の育成を図ることも可能となる上に、多様な文化背景をもつ住民が共生する地域社会の形成は、ユニバーサルデザインの視点からのまちづくりを推進する」(総務省, 2006, pp.5) ことにもなる。上記のような、地域の中で外国人と交流をもつことで地域にもたらされる効果については、第4章で事例を取り上げながら詳しく述べる。このように、総務省による上記の施策を各自自治体が推進することで、地域社会にプラスの効果をもたらすと推測される。

1-4 住民による意識改革の必要性

これまで、総務省が策定した「地域における多文化共生推進プラン」をもとに、地域で多文化共生を推進するにあたっての各地方自治体の具体的な取り組み内容を見てきた。外国人住民が抱える課題や彼らに対する支援についてはプランの中でもあげられていたが、「子ども」に焦点は当てられてこなかった。

筆者は、地域における多文化共生社会を目指すにあたって、「子ども」がキーワードになると考える。2006年代後半以降、「生活者としての外国人」を受け入れるようになり、それと同時に外国人の子どもも一時滞在者としてではなく、これからの日本社会の構成員の一人として位置付けられるようになる。それぞれの地域に住む日本人児童、外国人児童は共に、今後さらに進展するグローバルな日本社会を担う立場にあり、互いに「共生」しながら同じ社会の中で生きていくことが不可欠となる。幼少期から、多文化に触れる教育現場に身を置くことは、外国人児童にとっては地域交流を通して文化体験をすることができ、それはその

後の人格形成に繋がる貴重な経験となる。また、日本人児童にとっても異文化理解能力を培うことができ、互いにウィンウィンの関係を構築することが出来る。つまり、地域における多文化共生の対象者には、外国人の子どもたちだけでなく、日本人の子どもたちも含まれているのだ。森茂が、「多文化共生にむけての教育の取り組みは、マイノリティの児童生徒のための教育支援と同時に、マジョリティである日本人児童生徒を含むすべての児童生徒に多文化共生にむけての資質をいかに育成するかという視点で考える必要がある。なぜなら、マジョリティの意識（価値）変革なしに多文化共生はあり得ないからである。」（森茂, 2011, pp.22-23）と主張しているように、地域において多文化共生を推進するにあたって、マジョリティである日本人に視点を向けることが重要なのである。それは、「中心にいる不可視のマジョリティが自らを根本的に変革することなく、自分たちに有利な文化多様性だけを許容するなら社会の一員として共に社会を構成してより包括的な社会へと変革していく共生の発想とは根本的に異なるだけでなく、それを抑圧するものでさえある」からである（森茂, 2011, pp.23）。

外国人だけに向けられがちな「多文化共生」であるが、地域において多文化共生社会を築くためには、まずマジョリティである日本人の、外国人に対して持っている負のイメージを変えるなどの、意識改革なしには成り立たない。学校と地域の結びつきを強化することは、地域における多文化共生社会の実現を大きく推進する要素になるのではないだろうか。その中で、地域の中の外国人学校は重要な役割を果たすと考えられる。第4章で取り上げる事例では、どのようにして、地域住民の「生活者としての外国人」に対する理解を深め、意識改革を可能にすることが出来るのか。そして、いかにして外国人と日本人の相互理解を通して、地域における多文化共生という理想的な地域社会を築くことが出来るのか。その実態について事例をみながら詳しくみる。その前に次章からは、日本における外国人の子どもたちの現状について記述する。

第2章 日本における外国人の子どもたち

本章では、日本における外国人の子どもをめぐる現状と課題についてみていく。第1章で触れた「地域における多文化共生プラン」において、国をはじめ各地域の自治体は積極的に「生活者としての外国人」と共に生活していくため、様々な側面から支援活動を行っていることが分かった。本章からは、定住外国人の多くが抱えている子どもの生活と教育に焦点を当て、「定住外国人が日本で教育をするということ」に関して考察する。

2-1 日本における外国人の子どもの現状

生活者としての外国人の長期定住化によって浮き彫りになるのは、外国人児童の生活と教育に関する問題である。文部科学省の「平成27年度 学校基本調査報告書（初等中等教育機関・専修学校・各種学校編）」によると、「日本の学校に在籍する外国人児童数」は、小学校で45,721人、中学校に22,281人、高等学校に12,979人、その他の特別支援学校などの学校に918人の計81,899人である（文部科学省, 2015）。さらに、文部科学省の平成30年度の「外国人児童生徒等教育の現状と課題」の調査によれば、その中でも日本語指導を必要とする外国籍の児童数は平成28年現在で34,335人にのぼり、10年間で1.5倍に増加した（文部科学省, 2018）。また、「日本の中の外国人学校に在籍する外国人児童数」は、推定34,000人になると考えられている（朴三石, 2008, pp.3）。定住外国人の増加に伴い、日本で暮らす外国人児童数は今後さらに増加することが予想されている。

これだけ日本において外国人の子どもの数が増えている中で、「地域の子ども」の対象に外国人児童が含まれるという認識をもつことが、必要になるだろう。

2-2 生活と教育に関する課題

現在多くの外国人の子どもたちが、日本社会の中で生活を送っている。しかし彼らを取り巻く生活環境や教育環境には様々な課題が山積みになっている。上記の数値からも分かるように、現在外国人児童の中でも、日本の公立学校に在籍している児童は多くいる。それは、日本の教育基本法によって、教育についてのすべての者への権利が認められているからである。文部科学省は、外国人の子どもの公立義務諸学校への受入れについて、「外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受け入れており、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。」としている（文部科学省, 2018）。日本の法律により、すべての者への教育が保障されており、日本は、外国人児童の日本の学校への受け入れに対して寛容的だと言えるだろう。

しかし、文部科学省の調査によると、日本語指導が必要な児童生徒34,335人のうち、日本語指導を受けている児童数は、全体の76.9%の26,410人（文部科学省, 2018）。さらに文部科学省が定めている外国人児童が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようにな

るための「特別の教育課程」¹を受けている児童数は、その中でも全体の42.6%の11,251人である。つまり、全国の公立学校に在籍している外国人児童のうち7,925人の子どもたちは一切支援を受けられていないことが分かる。

外国人児童の入学を受け入れた後の不十分な学校側の対応により、言葉が分からず、上手くコミュニケーションを図れないことから不登校になる子どもも少なくない。さらに、日本語力の不足により、基礎学力を伸ばすことが難しく、不就学に陥るケースも多い。多文化社会が日本全国に存在している現在、外国人人口の割合も地域によってバラバラであり、外国人散在地域と集住地域がある。集住地域では自治体や民間の団体から日本語を身に付けるための支援があったとしても、散在地域で暮らす外国人の子どもたちは、自治体や地域による日本語教育の支援体制が整備されてないことから、そのような支援を受けることが出来ない。日本で暮らす外国人の子どもたちが急増する一方で、彼らを取り巻く生活と教育に関する課題は深刻となっている。

2-3 アイデンティティに関する問題

日本で教育を受けている外国人の子どもたちが直面する課題は、言語の壁だけではない。母語以外の言語が公用語の社会で生活をし、教育を受けるということは、アイデンティティの問題とも密接な関係にある。母国以外の海外に住むということは、学校言語、生活言語、家庭で使う母語となる言語がそれぞれ異なる場合がほとんどである。そのため幼少期から母国以外の国で生活をする子どもは、二か国以上の言語を習得し、バイリンガルやトリリンガルになれたとしても、全ての言語能力が中途半端のままになってしまう例も少なくない。例えば日本でも、海外在住年数が長い帰国子女が、「自分は何人なのか。」というアイデンティティの喪失に関わる課題を抱えていることが、よく日本に帰国した帰国子女がもつ課題としてあげられている。母国語となる言語は、自負心や、さらに自分がその国の人だ、という確信に繋がるアイデンティティ確率の核となる重要な要素である。

しかし、日本で生活する外国人の子どもたちにとって、母国のアイデンティティを確立して生きていくことが大切である一方で、同時にそれは困難なことでもある。母語による学習は、「子どもがすでにもっている知識を活用し、子どもが健全な自己概念や学習に対する積極的な態度を展開する可能性を最大限高める。」(中島, 太田, 1998, pp.45)とし、教育現場において、母語で教育を受けるということが高く評価されている。つまり、「バイリンガル教育は子どものアイデンティティの問題とも密接に関わってくる。母語のみならず、かれらがすでに身につけている社会的・文化的経験や知識等が受け入れられ尊重されるなかで、肯定的で積極的な自己意識も発達させ、学習も進むものと考えられるのである。したがって、

¹ 「特別の教育課程」による日本語指導とは、「義務教育諸学校において、日本語指導が必要な児童生徒について、当該児童生徒の在籍学級以外の教室などで行われる特別の指導であって、指導の目標及び指導内容を明確にした指導計画を作成し、学習評価を実施するものを指す」(文部科学省 b, 2016, pp.2)。

学校言語を母語としない子どもたちの教育は、単に言語の問題のみに還元することはできず、それを超えた領域において考察することが必要となるのである」(中島, 太田, 1998, pp.46)。

以上のように、母語で行われる教育が子どもの学習に最も適しているが、母国以外の国で教育を受ける場合、母語による理想的な教育を受け続けることは難しくなる。そのため言語の壁の問題から、アイデンティティの問題に発展し、外国に住む外国人の子どもたちが抱える課題はさらに深刻化する。日本の中の外国人学校では、このような問題を防ぐためのカリキュラムを編成し、課題に対応している。第4章で、地域における多文化共生社会を推進している地域の中の外国人学校の事例として取り上げる2校の外国人学校も、児童のアイデンティティ確立を重視したカリキュラムを組んでいる。例えばネパール人学校のエベレスト・インターナショナル・スクールでは、小学校入学前の段階からネパール語の授業の時間を多く取り入れ、日本で生活するうえで、家庭と学校以外では使う頻度が圧倒的に少なくなってしまうネパール語の教育を重視している。さらに世界各国から生徒が集まる国際学校の清泉インターナショナル・スクールでは、宗教教育や英語だけでなく、日本語をはじめフランス語、スペイン語など自由な選択科目を設け、日本に暮らしているながら母国に関わることを学習できるようにカリキュラムが編成されている。

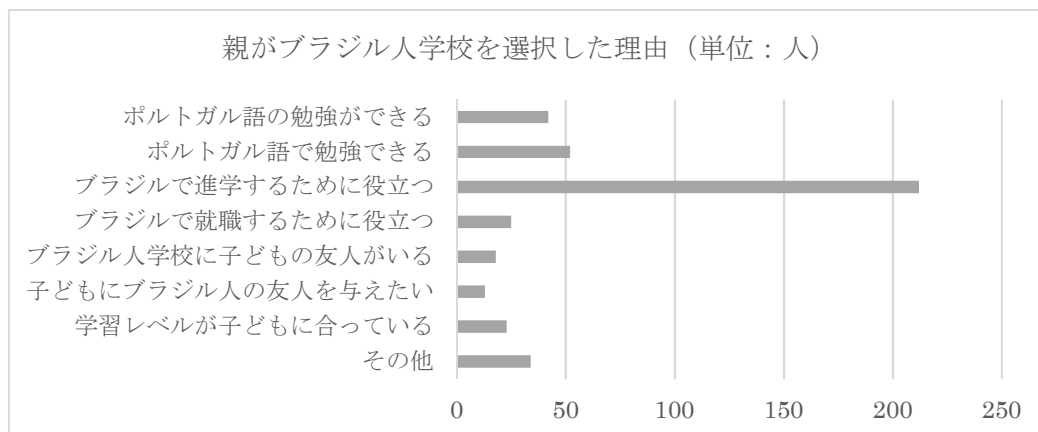
日本に住む外国人の子どもたちが通う学校として、日本の学校と日本の中の外国人学校の2つの選択肢があるが、本項で述べたようにそれぞれにメリットとデメリットがある。では、外国人が日本に住む際、どのように子どもが通う学校を選んでいるのか。その実態について次章でみる。

2-4 学校の選択

上記でも述べたように、外国人の子どもたちの中には、日本の公立学校に通う児童もいれば、外国人学校に通う児童もいる。外国人が日本に定住する際、子どもを日本の学校に通わせるか、外国人学校に通わせるか、どちらかを選択する必要がある。日本の公立学校に在籍する外国人の子どもに主に焦点をあて、彼らを取り巻く生活課題と教育課題を【2-2】でみてきた。さらに【2-3】では、外国に住む子どもが抱えるアイデンティティに関する課題についてみてきた。では、日本に住む外国人の親たちは、どのような考えや視点を持って我が子を通わせる学校を選ぶのか。日本の学校ではなく外国人学校を選ぶ理由、反対に、外国人学校ではなく日本の学校を選ぶ理由について、2001年9月に行われた「ブラジル人児童の意識調査」、「ブラジル人の保護者への調査」で、群馬県太田市及び大泉町のブラジル人学校に通う児童176人と、その両親266人からアンケート調査を行った結果を参照しながらみていく(小野寺, 2002, pp.71-81)。

まず来日以来ずっとブラジル人学校に通っているのは全体の54.7%で、日本の学校からブラジル人学校に転入学したのが38.5%である。残りは、不登校・不就学など一時的に学校に通っていない期間のある児童である。では、なぜ親はブラジル人学校を選んだのか、また

途中からブラジル人学校への転入学を決めたのだろうか。以下の図 3 を参照しながら分析していく。



(図 3: ブラジル人児童の意識調査、ブラジル人の保護者への調査から筆者作成)

外国人児童の親が、ブラジル人学校を選択する際に最も重視するのは我が子の将来のことである。親が外国人学校、つまりブラジル人学校を選択した理由で圧倒的に多かったのが、「ブラジルで進学するために役立つ」からであった。つまり、日本の学校に通わせた場合、海外の学校に進学することが困難になるということである。次に多かったのが「言語」に関する問題であった。戦後來日し、日本に定住するようになったニューカマーの多くは、日本語能力に欠如しているため、地域内でコミュニケーションが取れないなどの問題を抱えている背景からの結果だろうか。全体の約 4 割を占める日本の学校を辞め、外国人学校への途中入学を決めた理由にも、言語問題がきっかけのものが多く見られる。「日本の学校ではポルトガル語が勉強できない」、「日本語の力が日本の学校に行くのに不足していた」など、言語に関する問題が、定住外国人とその家族を悩ませている。【2-3】でも述べたように、母語で行う教育は、子どもにとっても最も理解しやすく、学習もしやすい。そのため外国人学校を選ぶ親は、日本語よりも母国語で教育を受けたほうが、授業のペースに遅れることなく学習ができ、将来のためにも良いと考えた結果、外国人学校を選ぶ傾向にあるのだろう。

以上から、外国人児童の親の多くが、言語に関わる課題を懸念して外国人学校を選ぶことがわかった。しかし彼らが、必ずしも日本の学校や日本社会に否定的な考えをもっているわけではない。それは日本の学校に通ったことがあり、ブラジル人学校に転入経験のある子どもの意見から分かる。「日本の学校に通って良かったこと」について、「日本人の友達ができる」(68.7%)、「日本語を学習した」(68.7%)と約 7 割の児童が日本人や日本文化に触れることが良かったと回答している。またブラジル人学校に通う子をもつ親からも、ブラジル人学校への要望がいくつか挙げられている。その中で最も多かった意見が、「子どもが日本社会に触れあえる機会がもっとほしい」や、「日本語ももっときちんと話せるように教えてほしい」などの、子どもが日本社会と交流する機会を持つことを希望する意見が、全体の約 9

割を占めていた。

外国人の親は、日本の学校や日本社会に対して悪い印象を抱き、外国人学校を選んでいるわけではない。彼らは、我が子のこれからの将来を考え、より将来的に有利となる環境を求めて外国人学校を選択している。しかし、上記の調査の結果からも分かるように、外国人の親は日本社会との交流の必要性を強く感じている。多くの親が、外国人学校に通わせることについて、同じ民族同士のコミュニティにこもりがちになってしまい、子どもの交流域が狭まれること、また、日本の習慣や文化に触れる機会が減ることなど、日本社会との関わりが希薄化してしまうことに悩んでいる。したがって、外国人学校に通わせながら、さらに日本社会とも関わりをもつことの両方を可能にする学校が、定住外国人にとって理想の学校の形と言えるだろう。そのような理想の学校の形を表している学校が、東京都内にある。その2校を第4章では、外国人学校と地域社会の結びつきを強くすることで、地域における多文化共生社会づくりを大きく推進している事例として取り上げる。

2-5 考察

これまでで、定住外国人の子どもにおける生活と教育を巡る実態を明らかにしてきた。日本における定住外国人の急増と同時に、自然と外国人の子どもも増えている。その多くが、日本で生活している中で避けられない「生活」、そして「教育」に関する問題に直面していることが分かった。さらには、母国以外の国で住むことで言語の壁に直面し、それはアイデンティティの喪失にまで発展する問題となっている。また学校や地域で十分な日本語指導が受けられていない外国人児童数も多く、その結果として、不登校や不就労問題を生み出している。外国人学校に通うことで、日本社会との繋がりが希薄化してしまうことは大きな懸念点である。しかしそれでもなお、多くの親が、不十分な日本語能力のまま日本の学校に通わせることで、中途半端な学習でとどまってしまうこと、また子どもの将来を見据えて外国人学校を選ぶ傾向にあることが分かった。外国人を教育の面から、また生活の面から支えている外国人学校は、「生活者としての外国人」として日本で暮らす定住外国人にとって必要不可欠な機関となっているのだ。

2005年8月20日の朝日新聞（朝刊）の社説で「海外からの大事な宝」と題して、外国人学校の必要性と支援の重要性が語られている（朝日新聞, 2005, 朝刊14版(3)）。以下の記事でも述べられているように、来日した外国人にとって見知らぬ土地で教育を受けることは、多くの困難と不安がある。その際に、その土地に母国の文化を基盤とした教育を受けることができ、また、定住外国人にとって我が子を安心して通わせることが出来る外国人学校があることは非常に有難いことなのだ。日本人に置き換えて考えた場合も同じである。もし日本人家族が見知らぬ海外の土地で子どもの教育をせざるを得ない状況になった場合、その地域に日本人学校があったとすれば、安心して子どもを通わせることが出来るだろう。また子どもはもちろんだが、親のコミュニティに関する不安も減るだろう。

日本の中の外国人学校は、定住外国人にとって必要不可欠な機関である。しかし、以下に

掲載した朝日新聞の社説でも述べられているように、地域の中で重要な役割を果たしている外国人学校であるが、教育現場における日本の中での地位が低く、酷な環境に置かれている外国人学校が多くある。外国人児童の親が学校を選択する際に、外国人学校が我が子にとって良い学校だと捉え、外国人学校を選択するが、外国人の子どもを取り巻く生活課題や教育課題は解決出来ていない。第3章からは、「日本の中の外国人学校」に焦点をあて、日本の中の多くの外国人の子どもが通う外国人学校の実態について、記述していく。

～「海外からの大事な宝」朝日新聞「社説」2005年8月20日付朝刊, 14版(3)～

『「自分たちで学校を作ろう。」日本に住む外国人が増え、こんな動きも広がってきた。その一つ、東京都江東区の「インド国際学校」を訪ねた。

小さな5階建てのビル。手書きで校名が書かれた窓の紙を見落とせば、通り過ぎてしまいそうだ。子どもたちはヒンディー語で歌い、笑顔で踊っていた。

IT産業が急成長するインドには、日本の金融機関などからもソフトウェア開発の注文が入り、20～30歳代の若手技術者らが続々と来日している。数年で転勤する彼らの悩みは子どもの教育だ。

公立学校には日本語という壁がある。英語に通じる欧米系の学校は、学費が100万円以上かかる。帰国の際に母国の文化を知らないと子供が困る。仕方なしに単身赴任した父親も多い。

NHKの国際放送アナウンサー、ニルマル・ジェインさんがNPO(非営利組織)を作り、昨年8月に開校した。児童数は10人足らずの心つもりだったのが、今では100人を超える。

このビルではもう手狭だ。今は幼稚園と小学校の課程だけだが、中学校もつくってやりたい。でも資金は足りない。ニルマルさんは頭を悩ませている。

残念なことに、こんな外国人学校を支援する仕組みが日本にはほとんどない。

多くが校舎も敷地も借りものだ。教育機関として必要な安定した経営基盤を持たないと判定され、私塾扱いにされる。これでは寄附もなかなか集まらないし、行政の支援も受けにくい。

国内には認可された外国人学校111校のほかに、こんな外国人私塾が50以上あるとみられる。資金難のため県営住宅の一室から始めたところもある。

昨年の外国人登録者数は200万人。10年で1.5倍に増えた。特定の分野では国内の労働力が足りないうえ、海外からは労働市場を開くよう圧力がかかっている。日本で働く人はさらに多くなるだろうし、子どもの数も増える。

しかし、小中学生にあたる年齢の外国人12万人のうち、学校に通っているのは7、8割にとどまるともいわれている。公立学校での受け入れや外国人学校の充実が急がれる。

親たちの要望は切実だ。学校として認め、交通機関で学割が使えるようにできないか。少子化で閉校した学校施設を借りたい。体育館を貸してほしい。

知恵を絞る地域も出てきた。静岡県は基準を緩め、昨年12月、地元の浜松市が保障することを条件にペルー人学校を認可した。これが呼び水になって地元企業の寄附が集まり、授業料を半分以下の月額1万5千円に減らせた。

海外に出た日本企業の社員も子どもの教育では苦勞し、欧米の学校での語学補修の手厚さに感激したものだ。長い移民受け入れの歴史が培った制度だろう。

今度は、私たちがお返しをする番だ。日本を知る外国の子供たちは、これからの日本にとっての宝である。』

第3章 日本の中の外国人学校

本章では、日本の中にある外国人学校についての概要や歴史、また外国人学校が直面している現状と課題について論じる。第2章で掲載した朝日新聞の「社説」にもあったように、多くの外国人学校が支援を必要としている。日本が現在どのような外国人学校政策を図っているのか、また日本の地域社会と外国人学校が連携することの重要性とその社会への影響についてみていく。

3-1 概要

そもそも「外国人学校」とはどのような組織のことを指すのか。外国人学校とは、「外国籍の子どもたちを主な対象とする学校」(朴三石, 2008, pp.4)であり、民族学校(ナショナル・スクール)と、国際学校(インターナショナル・スクール)の大きく2つの名称に分類される。それぞれ、「特定の国の政府または民間団体によって、その海外在留国民または民族のために設けられているものを民族学校」、「特定の国によって支援を受けず、民族や国籍を問わずに生徒を入学させているものを国際学校」と定義されている(小林, 1995, pp.107-108)。本論文では、民族学校と国際学校をまとめて「外国人学校」と呼ぶ。

つぎに日本にある外国人学校の数をみる。日本の小学校から高等学校の教育課程にあたる外国人学校数は、2007年12月現在で221校あり、そのうち民族学校が188校、国際学校が33校である(朴三石, 2008, pp.6-8)。この数値は2007年のデータになるので、現在の外国人学校の総数はさらに増加していると推測される。さらに外国人学校の所在地を都道府県別にみると、最も多いのが関東地方に80校存在している。次に北陸・中部地方に79校、次いで近畿地方に44校、九州地方に6校、中国地方に6校、北海道・東北地方に5校、四国地方に1校となっている。外国人学校を所在地域別にみると、定住外国人が日本全国に散らばっており、各都道府県において外国人集住地域と散在地域の差が大きいことは明らかである。都道府県別で外国人学校数が最も多かった関東地方であるが、その中でも東京都が最も多く、東京都内には33校の外国人学校がある。以下の図4は東京都における外国人学校を所在地域別に示した分布図である(●民族学校、▲国際学校)。東京都内の中でも23区に集中して外国人学校が設立されている一方で、区外の地域では外国人学校の数はまばらであり、都心から離れば離れるほど、その数は減っている。東京都の中だけでも、外国人集住地域と散在地域があることが分かる。



(図4：朴三石, 2008, pp.223「日本にある外国人学校の一覧表」から筆者作成) (画像元：テクノ「関東地方白地図」)

3-2 歴史

現在日本に 221 校以上ある外国人学校は、どのような背景で設立され、その数を増やしていったのか。本項では日本における外国人学校の歴史について記述する。序章では、日本において外国人が定住化し、多文化共生を目指すようになった歴史を振り返った。外国人学校は、外国人が日本に住みつくようになり、その期間が長期化する中で誕生し、日本の国際化に伴いその数を増やしていった。日本における外国人学校がどのような変遷を遂げてきたのか、「①サンモール校の設立」、「②中華学校の始まり」、「③欧米系学校の設立」の3つの流れに大きく分類して振り返る(朴三石, 2008, pp.156-188)。

① サンモール校の設立

日本における外国人学校の嚆矢は、明治時代、日本の開国に伴って外国人の活動が活発化していく中で、1872年に横浜で設立されたダーム・ド・サンモール・スクール(サンモール修道会学校)である。当時の横浜は、開港場として開かれ、対外貿易の中心地として貿易商や外交官、宣教師など多くの外国人が住みつく外国人居留地が置かれていた。そのような中、日本でキリスト教解禁の兆しがみえた宣教師たちは、日本におけるキリスト教女子教育を行うキリスト教学校の建設計画を始めた。シンガポールで既に学校建設など経験豊富な宣教師らによって、横浜に住む外国人の貿易商や外交官の子どもと親が離れ離れにならずに教育を受けられるように、キリスト教のサンモール校が設立された。

その後サンモール校に続く教会系の学校が続々と設立されるようになる。1888年からカトリックの布教活動を行っていたフランスのマリア会によって、1901年にセント・ジョセフ・インターナショナル・カレッジが横浜市山手町に設立された。もともと「私

立暁星学校」という名でマリア会が運営を行っていた学校であり、設立当初は外国人児童とともに日本字児童も在籍していた。しかし、1899年の文部省訓令第12号が出されたことにより、学校での宗教教育や宗教儀式が禁止された。このような日本の動きは、教会系の学校運営に大きく影響を及ぼし、私立暁星学校に通う外国人児童が宗教教育の制約を受けずに教育を受けることが出来る必要性から、セント・ジョセフ・インターナショナル・カレッジの学校設立に結びついたのである。

その後日本のキリスト教の布教活動への雰囲気寛容になったこともあり、1940年代後半から1950年代後半にかけて、教会系の外国人学校の設立が相次いだ。日本における教会系の外国人学校の背景には、日本で活動する外国人宣教師の数が増えていったことや、日本の学校の宗教規制があったと考えられている。

② 中華学校の始まり

教会系の外国人学校に続いて、新たな外国人学校の設立の流れの中心となったのが中華学校であった。日本における最初の中華学校は、1898年に横浜で開校された中華学校であり、現在の横浜中華学院と横浜山手中華学校の前身となる学校である。1859年に横浜が開校されて以降、無条約国人であった中国人に対して日本政府は、中国人居留区を置いたことで、その地区周辺に中国人の数が増加し、段々とチャイナタウンが形成されていった。その後1867年の「横浜外国人居留地取締規則」により、無条約国人であった中国人でも登録料を収めることで日本に在留することが認められ、華僑の数は、1887年には約2600人に達した。

そのような中で、横浜に住む華僑の子どもへの教育推進が図られ、1898年2月に生徒140人、教師7人による中華学校が設立、開校された。その後1899年には神戸と東京に、また1905年には、貿易に従事する中国人が多く住んでいた長崎にも中華学校が設立され、華僑が散在するそれぞれの地域でその数を増やしていった。

③ 欧米系学校の設立

開国後の日本における外国人学校数の増加の背景の中には、欧米系学校の設立の流れの一つとしてある。1890年頃から日本に住むアメリカ人は、塾のような形で子どもたちへの教育を数か所で行っていたが、それらを統合し学校として整備され、1902年に東京神田にアメリカン・スクール・イン・ジャパンが設立された。1920年に実質的な校舎と呼べる建物が建設されたが、1923年の関東大震災により校舎が使用できなくなり、1927年に新校舎が建設されるまでは、日本政府の支援により民間の事業センターで授業を行っていた。アメリカン・スクール・イン・ジャパンの設立に伴い、各地に住む欧米人の親の子どもへの教育を求め、1904年には横浜でドイツ人学校が、1924年には横浜インターナショナル・スクールが設立された。

戦後 1945 年以降は、日本における外国人学校が多様化し新たな流れを作った。日本と他国との経済的、文化的な交流、人的交流が活発化する中で日本に住む在住外国人の数が増え、日本全国の主要な地域へと拡散したこと、また英語による子どもへの教育の需要が増加したことを背景に、教会系や欧米系の外国人学校の設立が 1970 年代後半まで続いた。

またオールドカマーの日本における定住が長期化したことから、在日コリアンによる学校や朝鮮学校、韓国学校が新たに設立されていき、その後アジア系の外国人学校の数も拡大していった。また 1980 年代からは、日本における国際化により、ニューカマーと呼ばれる日系ブラジル人などの増加により外国人学校への注目が高まった。この頃から外国人学校への支援の動きが活発化するようになった。

以上、日本における外国人学校の変遷を辿ってきたが、その背景には必ず日本に在住する外国人の数が増えていったことがあった。「日本で暮らす外国人の数が増えていったのみならず、全国の主要な地域へも拡散してゆき、そのなかで各地に住むようになった外国人が子どもへの英語による教育を施そうとした」(朴三石, 2008, pp.175) こと、また在日外国人の母国の文化による教育を施そうとしたことで、日本における外国人学校の数は増加していったのだ。

3-3 現状・課題

日本人の国際化に対する意識の向上から、外国人学校は日本人からも教育の拠点として注目されつつある。しかし日本の中の外国人学校は、法律面や財政面で深刻な状況に置かれており、日本における外国人学校の地位向上のためには、外国人学校が抱える課題解決は急務であろう。そのような外国人学校が抱える課題や問題を、本項でみていく。

外国人学校の日本における法律上の位置づけに目を向けてみると、日本の公教育とは大きく切り離されていることが分かる。日本では学校の法的な位置づけは一般的に 3 つに分類される。「学校教育法の第一条に掲げられた学校(一条校)」、「専修学校」、「各種学校」の 3 種類である。文部科学省が 1947 年 3 月 31 日に定めた学校教育法によると、各種類の説明は、以下の通りである(文部科学省, 1947)。

1) 一条校

「この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校とする」(学校教育法 第一条)

2) 専修学校

「職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、または教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人をもっぱら対象とするものは除く。)は、専修学校とする」(学校教育法 第一二四条)

3) 各種学校

「第一条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第一二四条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。）は、各種学校とする」（学校教育法 第一三四条）

日本における国公私立の小中学校、高校、大学は全て一条校に分類され、一条校の学校を卒業する際には、その後の進学を受験資格が無条件に自動的に与えられる。一条校の学校には、文科省の定める学習指導要領への準拠、検定教科書の使用、免許教員の採用などが義務付けられている。外国人学校が一条校として認められるには、上記のような日本が定めるカリキュラムを組む必要があり、外国人学校本来の目的を果たすことが出来ないことから、一条校を避ける学校も多い。その結果、現在外国人学校で一条校と認められている学校は、たった3校のみで、外国人学校総数の1.4%だ。

専修学校に関しては、外国人を対象とする学校は対象外のため、専修学校に属する外国人学校は現在日本にはない。

外国人学校総数の約半数 47.5%の 105 校が位置づけされているのが、各種学校である。各種学校は外国人学校の他に、語学学校、予備校、理容・美容系学校、技能教室や自動車教習所などが含まれる。各種学校に該当する学校では、自由なカリキュラム編成が可能であり、また使用するテキストも学校ごとに自由に選ぶことが出来る。さらに、教員の教職免許が不要など、学校運営側としては多くのメリットがある。その一方で、卒業後、日本国内で正式な義務教育を受けたことが認められず、進学において無条件に受験資格を得られないことがある。さらに一条校と大きく異なる点は、政府や地方自治体などから助成金や補助金を受けられないことである。そのため、多くの外国人学校が慢性的な運営資金不足に陥っている。

外国人学校総数の残りの約半数 51.1%の 113 校は未認可の学校である。ブラジル人学校などの近年新しく設立された学校が多く、一段階上の各種学校の認可を目指す学校もあるが、校地・校舎の自己所有や自己資金の保有の義務など厳しい要件が求められており、基準を満たすことが困難になっている。

以上のように、日本における外国人学校では一条校に該当する学校がほとんどなく、法律上の位置づけが極めて低い。一条校ではない学校であるということが及ぼす影響は様々だ。現在、日本国憲法で定められている「教育の機会均等」の権利から、一般に日本政府は学校への「公的補助」が義務付けられている。しかし、外国人学校への公的補助は地方自治体からのみであり、その金額も日本の学校に比べ大きな格差がある。一条校として認められないがために、国や地方自治体からの支援の幅が限定され、十分な公的補助が受けられず、学校経営に負担がかかっている外国人学校が多いのだ。第4章で取り上げる「エベレスト・インターナショナル・スクール」も、その一例である。一条校として認可されていない当校は、資金面などの問題から、校庭を保有することが出来ず、運動会などのイベントを開催する際には、近隣の小学校の校庭を借りて行っている。

さらに他の外国人学校の事例の中で、過去には、定期券購入の際、一条校ではないことから学生割引が発生しないことや、学校同士が戦うスポーツ公式試合への参加が認められないなど、外国人学校の法的位置づけが影響を及ぼす問題は多くあった。このように一条校として運営が認められていない外国人学校は、様々な障害が付きものになっている。日本人のグローバル志向によって、外国人学校への日本人児童の入学希望者も出ている中で、外国人学校に関する課題はもはや、外国人だけの問題ではない。日本における外国人学校の法的位置づけの向上と安定が求められている。

3-4 地域における外国人学校の存在意義

これまで、日本の中の外国人学校について、概要から現状、日本における教育法に関する外国人学校が抱えている法的な位置づけによる課題までみてきた。上記のような多くの課題を抱え、日本において教育面で弱い立場にある外国人学校を、同じ地域の中にある「地域の学校」として、またそこに通う外国人の子どもたちを「地域の子ども」として捉え、日本の学校と同じように地域社会全体で支えていくことは、当然である。またそれを長期的に実現することで、多文化共生社会という日本が目指す理想社会を築き上げることが出来るだけでなく、外国人学校に通う子どもたちにとっても地域交流という機会が与えられる。つまり地域にある外国人学校と地域が連携を果たすことで、地域と外国人学校との間にウィンウィンの関係を構築出来るのではないかと推測される。それは、地域と外国人学校が連携することで、その地域社会に与え得るプラスとなる影響が大きいと推測されるからである。第4章では実際に、地域住民と外国人学校との間に上記のようなウィンウィンの関係を構築し、日本人住民だけでなく、外国人児童も共に、異文化交流をする機会を創出することに成功している事例を取り上げる。

多文化共生社会を目指す日本において、外国人学校は、地域における多文化共生社会を目指すにあたって重要な機能を持っている。今後、外国人学校の地域における存在価値はますます高まるだろう。それは、「外国人学校が他国の文化に触れる身近な場所となりうるから」（朴三石, 2011, pp.218）である。子どもという人間形成の重要な時期に、異文化の人たちとの交流を深めることは、国際化がさらに発展する日本社会の将来を担う子どもたちにとって、必要不可欠な貴重な機会となる。

第1章でも述べたように、マジョリティである日本人住民の外国人住民に対する意識改革なしには、地域において多文化共生社会を目指すことは出来ない。そのため、身近な地域の中で国際交流の拠点の機能をもつ外国人学校は、地域社会との結びつきでその存在意義を大きく見出すことが出来ると考えられる。しかし、地域と外国人学校が繋がりを持つことによって得られる多文化共生社会における影響は大きいと考えられる一方で、地域社会と外国人学校の結びつきが強い事例があまり見られない。つぎの第4章からは、その中でも外国人学校と地域社会が活発に交流活動を行い、地域の中で相互理解を深めてきた外国人学校の事例をみながら、地域と外国人学校のつながりを考えていく。

第4章 地域における多文化共生をめざした事例

本章では、東京都にある外国人学校の中で、地域社会との交流を盛んに行い、「地域の学校」として地域の中でその存在意義を確立している外国人学校 2 校を取り上げる。これまで第 1 章から第 3 章までの文献調査で明らかにした、地域の中の外国人学校の重要性は、実際の地域の中ではどのようにその存在意義を見出しているのか。その実態について、本章で調査、分析することで、外国人学校と地域社会がつながることの今後の可能性を第 5 章において明らかにしていく。その事例として取り上げる 1 校目が、世田谷区用賀にある「清泉インターナショナル・スクール学園」、そして 2 校目が、杉並区荻窪駅に位置する「エベレスト・インターナショナル・スクール」である。それぞれの外国人学校では、地域に溶け込むためにどのような活動を行っているのか。また地域側からはどのようなアプローチがあるのか。上記 2 校の校長先生 2 名の方々からのインタビュー調査、さらに外国人学校と地域社会を繋ぐ架け橋役として活動し、中間支援組織としてその役割を果たしている 2 組の地域団体（杉並区交流協会、すぎなみ協働プラザ）から伺ったインタビュー内容から、各事例の共通点や相違点について分析し、その上で地域社会と外国人学校の関係性と、その重要性を明らかにする。

4-1 「清泉インターナショナル・スクール学園」概要

「清泉インターナショナル・スクール学園」（英語表記: Seisen International School）は、東急田園都市線用賀駅から徒歩 10 分程の閑静な住宅街に位置し、各種学校に属するインターナショナル・スクールである。3 歳から 18 歳までが在籍している幼稚園から高等学校までの教育課程を行っているカトリック系の女子校である（幼稚部のみ共学）。現在、50 以上の国から約 680 名の生徒が在籍しており、授業は全て英語で行われる。両親がどちらも日本人である日本人生徒も入学可能であるが、その場合は、海外在住経験が 3 年以上かつ面接試験を通過しなければ認められない。在籍生徒の多くが親の仕事上の都合で日本にきた子ども、また長期間の海外在住者で日本の学校に馴染めない日本人生徒も在籍している。インタビューによると、ほとんどの生徒が学校近辺に住んでおり、徒歩または自転車で通学している。幼稚部や小学部においてはスクールバスの利用や、親が車での送り迎えをして通学している。

2012 年に創立 50 周年を迎えた清泉インターナショナル・スクール学園の歴史は古く、1934 年までに遡る。戦後日本におけるカトリック教育機関の拡充を目的に、1934 年に日本に派遣された聖心侍女修道会によって、日本におけるカトリックの教育機関が広まり、小学校や中学校、またインターナショナル・スクールまで展開されていった。1962 年当時聖心侍女修道会によって運営されていたカトリック系幼稚園が代々木から五反田に移され、その後 1964 年に五反田の地でマリア・モンテッソーリによって考案された教育方法、モンテッソーリ教育を取り入れたプログラムを高等学校として始まった。そして 1972 年に、現在

地にキャンパスが移された際に、1973年から幼稚部から高等学校までの学校となり、現在の清泉インターナショナル・スクール学園の形となった。



(閑静な住宅街に突如と姿を現す清泉インターナショナル・スクール学園の正門。英語で会話する子どもたちの声が外からでもよく聞こえ、外国にいるかのように感じられる。)



(学校の受付前に張られた世界地図。在籍生徒の主な出身国にピンが打たれている。)

4-1-2 地域社会との関係性

本項からは、清泉インターナショナル・スクール学園の高等学部長先生から直接伺ったインタビュー内容をもとに記述する。

古くから用賀の地に根付く清泉インターナショナル・スクール学園は、地域社会との交流

を大事にしている学校である。インタビューによると、学校周辺に住む近隣住民と交流するイベントは、地域社会との交流による異文化理解教育と、学校の存在価値を表す目的のもと、学校設立当時の1960年代から行われている。“Festival of Nations”や、“BINGO”などの学校を地域に開放するお祭り、週に2回の老人ホームへの訪問など、実際に日本人や日本文化に触れることが出来る体験学習を通した学びを大切にしているという。毎年10月に開催される“Festival of Nations”は当校最大規模のイベントであり、世界各国の料理を提供する屋台が並び、またステージでは、生徒が歌やダンスなどのパフォーマンスを披露する。イベント当日は、学校が一般市民に開放され、学校関係者だけでなく近隣住民も多く訪れ、今年は約6,000人以上の来場者で賑わった。さらに毎年2月の週末、夕方から夜に開催されるもう一つの歴史あるイベントが、“BINGO”だ。カフェテリアでは軽食やお菓子、また設立されたバーカウンターでは大人向けにアルコールも楽しむことが出来る。体育館では子どもも大人も楽しめるビンゴ大会が開かれ、在校生とその家族、また近隣住民との交流をする機会にあてられている。このような歴史ある当校の2大イベントは、SPA (Seisen Parent Association) と呼ばれる当校の生徒たちの親からなる団体によって企画運営されている。学校にとってSPAの存在は非常に大きく、学校と地域をつなぐ架け橋役として重要な役割を担っている。

第2章で述べたように、外国人の子をもつ親には、外国人学校に我が子を通わせることで、日本社会や日本文化との繋がりが希薄化してしまうという懸念の声が多くあった。しかし、当校のように学校を地域に積極的に開き、近隣住民を定期的に学校に招くことで、その問題が解消されているように思われる。さらにそれは、外国人学校側だけではなく、日本人住民にとっても貴重な国際交流の機会となり、互いにウィンウィンの関係が成立している。



(「清泉インターナショナル・スクール学園」ホームページより)

4-1-3 取り組みの成果

地域住民との交流と、学校の地域社会へのアピールを目的に行っている上記のようなイベントを通して、どのような変化や成果が見られたのかを伺った。インタビューでは、地域住民による学校に対する寛容性に関する質問をしたところ、そもそも当校周辺の地域住民は元々当校に対して非常に寛容的であったという。古くからその地に根付いている学校であるため、自然と地域住民も外国人と交流することに慣れているためだと推測される。

また学校を地域に開くことで、当校の児童だけでなく、日本人の子どもを始め日本人住民も異文化を体感することが出来る国際交流の拠点として機能している点に関して、これまで学校を地域に開き、多くのイベントを開催してきた結果の大きな成果だと話していた。学校にとって異文化理解は学びの一部であり、それが上記のようなイベントを通じて達成できるという。

さらに“Festival of Nations”のような大規模なイベントを毎年開催していること、また当校の教育カリキュラム（グローバル人材を育てる文部科学省による国際バカロレア認定校）がメディアから注目を浴び、NHKなどから取材を受けるなどしている。それは学校の存在価値を高めるだけでなく、地域住民による学校への理解度や興味をさらに高める重要な要素になっていると推測される。

4-1-4 地域から愛される理由

上記のような地域住民と交流するイベントを開催するにあたり、困難やトラブルの発生の有無について伺った。外国人と日本人による衝突は一度も無かったという。当校が地域か

ら愛される学校としてい続けることが出来る理由として、校長先生は、大きく以下の 3 つの理由を挙げている。まず 1 つに、当校の古い歴史に対して、地域社会から高い評価を受けていること。2 つ目に、当校が地域住民に対して定期的にサービスを提供していること。ここで指すサービスとは、地域住民に国際交流となる拠点の場を提供していることであり、学校を地域に開くことによって、日本人の住民は普段関わる事が出来ない異文化に触れることが出来る。また当校の児童も日本の地域社会と交流する貴重な機会となる。当校と周辺の地域社会との間にウィンウィンの関係が構築していることが見える。最後に、当校の生徒も、地域住民に対して偏見を持つことなく、寛容的に交流している点を挙げている。歴史の古い学校だからこそ、地域住民からの理解を得られている。さらに当校の在籍児童もまた、日頃から地域社会と交流する機会が設けられているため、異文化を理解する能力が養われているのだろう。

4-2 「清泉インターナショナル・スクール学園」事例調査のまとめ

これまで清泉インターナショナル・スクール学園の高等学部校長先生から伺ったインタビュー内容とウェブサイトの基本情報をもとに、学校と地域社会との関係性について分析した。外国人学校が日本の地域社会と交流を持ち、さらにそれを長期的に行い、地域の学校として地域に根付くことは難しいように思われた。しかし、インタビュー調査から、古い歴史を持つ学校である点、学校と地域を結ぶ SPA のような架け橋となる団体の存在、学校を地域社会にアピールする発信力、そして学校と地域社会との間にウィンウィンの関係が成立している点。これらの要素が、外国人学校と地域社会を繋ぐことを可能としていることが分かった。そしてそれらが、地域における多文化共生社会づくりにおいて、重要な役割を果たしていることが明らかになった。

4-3 「エベレスト・インターナショナル・スクール」概要

本項からは、2 つ目の事例として、杉並区荻窪にある「エベレスト・インターナショナル・スクール」について述べる。本項では、ウェブサイトの基本情報と、本校の校長先生、そして区内の外国人住民と日本人住民との交流を支援している団体「杉並区交流協会」の事務局長の方から、さらに杉並区の市民と市民をつなぐ拠点として活動している「すぎなみ協働プラザ」の職員の方からお伺いしたインタビュー内容をもとに記述する。

まず、杉並区荻窪駅にあるネパール人学校「エベレスト・インターナショナル・スクール」の概要を説明する。JR 荻窪駅からバスで 10 分ほどの住宅街に位置する「エベレスト・インターナショナル・スクール」(英語表記: Everest International School, Japan) (以下 EISJ) は、幼稚園から高等学部までの教育課程を行っており、2013 年 4 月に設立された世界で唯一のネパール人学校である。以前までは杉並区阿佐ヶ谷駅から徒歩 5 分ほどの場所にある校舎だったが、生徒数の増加と小学部までだった受け入れ学年を高等学部まで引き上げたことから、校舎拡大のため今年の 2018 年夏に隣駅の荻窪駅に校舎を移した。

設立された背景には、日本で急増する在日ネパール人によるネパール式の教育へのニーズがあった。法務省の在留外国人統計によると、平成 29 年度末現在の在日ネパール人は、80,038 万人の過去最高を記録しており、平成 19 年度末の 8,417 人から 10 年間で、約 10 倍に増加した（法務省，2017）。在日ネパール人が増加した背景には、ネパール国内の政情不安から日本に職を求めて来日するケースや、日本における学生ビザの緩和、家族滞在など様々な背景から在日ネパール人が年々増えている。その中でも大きなきっかけとなったのが、「エベレスト・インターナショナル・スクール」の設立である。当校が設立された 2013 年以降、在日ネパール人の数は急激に増加しているのが数値からも読み取れる。

当校は、2012 年 9 月に日本で立ち上がった NPO 法人ネパール教育センターによって設立された。開校当初はたった 13 人の小規模な学校として始まったが、現在は幼稚園から高等学校まで、ネパール以外にもインドやバングラデシュなどの近隣国から、また国際教育を目的に日本人生徒も見られるようになり、現在は約 220 人の児童が在籍している。



(阿佐ヶ谷駅にある旧校舎。元は新聞社。商店街の中にあり校舎の小ささがよく分かる。)



(荻窪駅にある現在の校舎。元は倉庫。上記の旧校舎と比較すると校舎の規模拡大の様子がよく分かる。)

4-3-1 杉並区における外国人数

杉並区は「リトル・ネパール」と呼ばれているほどネパール人の定住人口が多く、そのコミュニティは年々拡大している。平成 29 年度の杉並区統計書によると、杉並区における外国人人口の総数は、14,543 人であり、4 年前の平成 25 年度の 10,489 人から約 4,000 人も増加している（杉並区, 2017）。

その中でもその数を飛躍的に伸ばしているのが、ネパール人の人口である。平成 25 年には 565 人だったネパール人の数は、平成 29 年現在で 1,535 人となり、4 年間で約 3 倍に達した。杉並区交流協会の事務局長の方によると、平成 30 年現在では、2,000 人を越えるという。平成 25 年は、EISJ が設立された年である。これらの数値は、ネパール人学校の設立が、杉並区地域におけるネパール人人口の増加に大きく影響していることを、顕著に表している。

4-3-2 学校と地域社会の関係性

前述したように、杉並区では EISJ の設立により、ネパール人コミュニティが形成されていき、さらにその数を増やしていった。そして今では、当校は地域の学校として地域住民から理解され、学校と地域間の交流も活発に行われている。第 1 章で述べた「地域住民による意識改革」が成功しているのだ。しかし、杉並区交流協会の事務局長の方のお話によると、EISJ の開校当初は、地域住民の方から苦情の声などもあったという。では、どのような経緯で当校は地域に溶け込むことが出来たのか。＜学校側からの地域へのアプローチ＞と、＜地域側からの学校へのアプローチ＞に分けて、EISJ の校長先生と、杉並区交流協会の事務

局長の方、さらにすぎなみ協働プラザの方から伺ったインタビュー内容をもとに、本項で記述する。

<学校側からの地域へのアプローチ>

インタビューによると、当校の設立当初から、地域からの学校の認知と理解、また生徒の日本人との接点を増やすことを目的に校長先生が率先して多くの活動を行っており、それらの活動が、当校と地域に大きな変化をもたらしていた。設立からまだ5年ほどしか経っておらず、まだまだ地域住民からの学校認知度が低い。そのため校長先生は地域の人々に、「エベレスト・インターナショナル・スクール」というネパール人学校が地域にあるということ、そして学校に対する理解を深めてもらうために、校長自ら地域活動に参加し、学校の存在と価値を広めている。杉並区では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、杉並区として地域をどのように盛り上げていくかを地域住民同士で話し合う、「杉並区における東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた区民懇談会」が平成28年9月から発足した。この懇談会に、当校の校長先生も平成29年6月から、ネパール文化の発信、地域の学校としてEISJの認知向上、そして生徒の日本人との交流機会を増やすことを目指して参加している。当懇談会を通して校長先生を中心に、今年の平成30年10月20日に開催されたネパールで人気スポーツである「クリケット大会」には、約100人を超える地域住民が参加し、ネパール文化の発信を成功させた。

上記以外にも、杉並区交流協会が毎年3月に主催している「日本語スピーチコンテスト」に、当校の生徒が参加することで、スピーチや、生徒によるネパールダンスの披露などを通して、学校とネパール文化の発信のきっかけとなっている。このスピーチコンテストで生徒たちが自国の文化を言葉にして日本に伝えることで、ネパール人だという誇りを改めて感じることができ、アイデンティティの確立に繋がる重要なイベントになっていると考えられる。さらに、杉並区交流協会が毎年5月に開催している“Welcome Party”では、区内の外国人と日本人と一緒に地域における防災について学ぶ機会が設けられている。EISJの生徒も、当イベントに毎年参加しているという。その他にも、杉並区の区民センターで行われているお祭りや子どもたちによる「わんぱく相撲大会」などにもEISJの生徒が参加することで、生徒が地域住民と触れ合うことを大切にしている。

<地域側からの外国人住民へのアプローチ>

近年新しく杉並区に誕生したEISJがこれだけ地域に馴染むことが出来たのは、当校の地域と関わりを持つとする姿勢も一つの要素であるが、杉並区における手厚いサポートの両方により成り立った結果だと思われる。前述したように、杉並区交流協会は区内の外国人住民と日本人住民の交流を通して、杉並区における多文化共生のまちづくりを推進している団体である。杉並区交流協会は、杉並区にEISJが設立されて以来、当校と地域を結ぶつなぎ役として、多くのイベントをコーディネートしている。さらに、杉並区の地域活性化団

体である「すぎなみ協働プラザ」は、様々な NPO や市民活動団体をサポートする中間支援組織として、地域における多文化共生社会の推進に向けて大きな力になっている。

杉並区交流協会では、定期的に杉並区内で暮らす外国人住民に関する「すぎなみ交流ニュース」や、「NEWS LETTER」、「広報 すぎなみ」などの広報を発行し、日本人住民に向けて発信している。インタビューで当協会事務局長の方は、「住民として同じ地域に住んでいる外国人を我々日本人が毛嫌いしている場合ではない。彼らを受け入れていかなきゃならない時代になっている。」と、地域で多文化共生を図る重要性について述べていた。

外国人を近所で見かけても、なかなか直接話す機会がない日本人住民が多くいる。日本人の外国人への理解の向上のため、そして地域における多文化共生社会づくりに向けて、杉並区交流協会は、外国人住民に関する情報を発信し続けている。

第 1 章で前述したように、地域における多文化共生を推進していくには、マジョリティである我々日本人の、生活者として同じ地域で暮らす外国人に対する意識をプラスに変えていく必要がある。多文化共生を目指す際に必要不可欠となる「住民による意識改革」を、杉並区では、外国人学校、地域社会の両方から多岐に渡るイベントを開催することで、それを可能にしているのである。

4-3-3 取り組みの成果

< EISJ の変化と成果 >

校長先生を始めとした、これら EISJ による取り組みの成果は極めて大きいものである。当校の校長が自ら地域の活性化活動を行う団体に所属したこと、さらに当校の生徒が地域の様々なイベントに参加したことが、地域住民による当校への認知と理解が飛躍的に向上した大きな要因だという。それは、当校に対する地域住民からのサポート活動が、その成果を顕著に表している。

2015 年 4 月 25 日にネパールで M7.8 の大地震が発生した際、母国被災地に向けて当校の生徒たちが、阿佐ヶ谷駅前や荻窪駅前で募金活動を行い、約 600 万円の募金が集まった。また地震により崩壊したネパールの学校再建のため、地域住民に書き損じハガキの募集を呼びかけた際には数多くの地域住民の協力があつたという。学校設立から校長先生を始め EISJ が熱心に行っていた、生徒たちの地域活動の参加と地域住民との交流から、学校への認知と理解が向上したからこそその結果だろう。

さらに、当校の日本人ボランティアの数が増加した。当校では公式ホームページで年間を通して日本人ボランティアを募集している。設立当初はなかなか集まらなかったボランティアも、今では応募が多すぎるほど問い合わせがあるという。ボランティアの内容は自由であり、応募欄に何のボランティアを行いたいのか、と各自書き込む形式になっている。最も多いのが日本語ボランティアであり、まだ日本に来たばかりの生徒や、日本語能力が低い生徒に授業の補助などを行っている。さらに幼稚部の遊びのサポートや、紙芝居や折り紙など日本文化を伝えるボランティア参加者も多くいるという。中学校 3 年生から 65 歳までボラ

ンティア参加者の年齢層は幅広く、当校の児童にとって異文化・異世代との交流は貴重な体験になっているだろう。このような成果は、当校が設立当時から積み重ねてきた地域との交流を通して、学校を地域に発信し、「地域の学校」として地域住民から親しまれる学校になった結果だと考えられる。

<地域の変化と成果>

上記のような EISJ と地域の交流を通してもたらされた影響は、EISJ だけではない。杉並区の地域社会にも大きな変化と成果があった。前述したように、ネパール大地震が発生した際には、すぎなみ協働プラザでは募金箱が設置され、地域社会も EISJ の募金活動に参加した。約 20 日間の間で総額 1 万 5 千 8 百 5 円の募金が集まった。当初は学校への理解が低かった地域住民が、EISJ を地域の学校として受け入れるようになったことが、募金活動の様子から分かるだろう。

EISJ と地域社会の繋がりが深まったことで、地域にみられた変化は他にもある。EISJ 開校当初、ネパール人の児童がネパール語で会話をしながら地域を歩いている風景が珍しく、またその違和感から、地域住民から「うるさい」や「やかましい」などの苦情の声が多く聞かれた。しかし、開校から 5 年が経過した現在は以前のようなクレームは一切なくなったという。反対に、阿佐ヶ谷駅から荻窪駅に校舎が移り、最近阿佐ヶ谷駅付近で EISJ の生徒を見かけなくなったことから、「寂しくなった」という校舎移転を残念がる声があるという。これは、当校と杉並区交流協会による地域住民への理解向上を目指した多くの活動がもたらした結果だろう。

4-3-4 今後の課題

これまで地域住民との交流を通して、学校の地域からの認知と理解は向上したように思われるが、まだ学校としての課題はあるのだという。それは、日本の公立の学校のように広い施設が無いことである。上に載せた写真からも分かるように、旧校舎は元新聞社、現校舎は倉庫であり、日本の公立学校にあるような広い体育館や校庭を持っていない。現在は、近隣の小学校の杉七小学校と西田小学校から校庭を借りて、運動会などのイベントを行っているが、NPO 法人が運営している当校では、教育施設の建設は大きな壁になっているという。第 3 章で、日本の中の外国人学校の現状でも述べたように、日本における外国人学校の地位は極めて低く、未認可の学校が半数を占めている。EISJ も未認可の学校の一つであり、現在廃校となっている日本の小学校を利用も検討しているが、資金面などで難しい課題だという。

当校のように日本には、日本の教育法が支障となり学校の拡大が困難になっている外国人学校が多くある。「地域の学校」として地域に溶け込む学校になれたとしても、国からの支援制度が整備されなければ、更なる外国人学校の発展は見込めない。日本において多文化共生社会の進展を目指すためには、外国人学校の政策や施策の解決は不可欠ではないか。

4-4 「エベレスト・インターナショナル・スクール」事例調査のまとめ

これまで EISJ の校長先生と、杉並区交流協会の事務局長の方、そしてすぎなみ協働プラザの方から伺ったインタビュー内容と、ウェブサイトの基本情報をもとに、当校と地域社会との関係性について分析した。当校が設立されてからまだ 5 年ほどしか経っておらず、学校と地域住民との交流を図ることは難しいように思われた。しかし、学校の存在と価値を地域に発信すること、そして実際に生徒が地域活動に参加することで、地域から学校への認知と理解が得られる。それだけでなく、日本に住む外国人の子どもが抱えるアイデンティティに関する問題が、生徒自ら自国について発信することで、問題の解決となる大きな要素となっていた。以上のような学校の活動の結果、地域から親しまれる外国人学校を確立することが出来ることが分かった。しかしそこには必ず、学校と地域社会を繋ぐ架け橋となる存在があった。杉並区交流協会やすぎなみ協働プラザのように、地域の外国人学校と地域社会を結ぶ中間支援組織によって、EISJ と地域は活発な交流を育むことが出来ていることが分かった。また、学校を地域に開き、積極的に地域住民をボランティアとして学校に招くことによって、当校の児童だけでなく、日本人住民も国際交流のきっかけとなり、自然と両者にとってウィンウィンの関係を構築していた。上記のような EISJ と地域住民の両者による活動が、地域における多文化共生社会の進展に繋がっているのだろう。

4-5 事例調査の考察

第 4 章では、歴史の古い学校の「清泉インターナショナル・スクール学園」と、近年新しくできた「エベレスト・インターナショナル・スクール」の、東京都にある 2 校の外国人学校を事例として、外国人学校と地域社会のつながりの実態について分析し、その重要性についてみてきた。両校に共通して見られたのは、地域社会との交流を大事にしており、数多くの学校と地域が交流する機会が設けられていた点である。そしてそのような活動の結果、外国人学校と地域住民との間で相互理解が向上し、それぞれ「地域の学校」として地域から親しまれる学校になっていった。第 2 章では、日本で暮らす外国人の親が学校を選択する際、日本社会との繋がりが希薄化してしまう問題点は避けられないが、より良い学習環境が整った外国人学校を選択する意見が多く見られた。そのため、外国人学校に通いながら、日本社会や日本文化に触れることが出来る学校が、理想的な形であるとした。しかし、今回事例で取り上げた 2 校のように、学校と地域が連携し交流を深めることで、地域の中に小さな国際交流の拠点が形成され、外国人学校と地域住民との間にウィンウィンの関係を構築することが可能であることがわかった。

次章からは、第 4 章で述べた事例分析の結果から、多文化共生社会を目指す日本において、外国人学校と地域社会の交流によるこれからの可能性と展望について記述する。

第5章 事例研究の分析による「外国人学校×地域社会」の展望

本章では、前章の事例分析によって明らかにしたことから、外国人学校と地域社会のつながりに関する今後の可能性と展望について記述する。日本において、地域における多文化共生社会を実現していくには、何が必要なのか。また、地域における今後の外国人学校のあり方を考察する。

5-1 多文化共生の地域社会づくりの条件

これまで、地域における多文化共生社会の実現を目指している日本社会において、日本の中の外国人学校と地域社会の関係性について見てきた。その中で明らかになった外国人学校と地域社会とのつながりを通して、日本人と外国人が共生し、多文化共生の地域社会を日本全体で構築していく際に必要不可欠となる条件について、以下にまとめた。

1. 日本人住民の「生活者としての外国人」に対する意識改革と相互理解
2. 外国人学校を地域に開かれた学校として地域に周知する発信力
3. 外国人学校と地域社会の長期的な交流を促すサポートの充実・もてなしの文化
4. 政府や地域行政による外国人学校に関する政策の改善と支援の充実

まず、地域の日本人住民が、生活者として同じ地域に住む外国人に対して、理解しようとする姿勢をもたなければならない。多文化共生とは、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」である。地域住民が外国人に対して閉鎖的な考え方を持っている以上、地域における多文化共生は成り立たない。マジョリティである日本人の「生活者としての外国人」に対する意識改革と、両者による相互理解が必要である。それと同時に、外国人学校が、学校のことを地域に周知、発信する力も、地域における多文化共生社会を目指す際に不可欠となる。外国人学校を「地域の学校」として確立するためには、その学校のことを地域住民に知らせ、発信する機会を創出しなければならない。そのために、外国人学校を地域に開き、学校が地域住民と交流をする国際交流の拠点として機能することが大切である。事例であげた外国人学校 2 校は共に、学校を地域住民との交流を育む施設として活用し、外国人学校にとっても、日本人住民にとってもウィンウィンの関係を構築している。外国人学校をいかに地域の中で「開放的」に提供していくのか。それは、地域の中で多文化共生を実現していくために、外国人学校が考えなければならない重要な点になるだろう。

さらに、多文化共生社会を構築していくには、日本人と外国人が交流することは不可欠である。しかし、その交流を長期的に継続していかなければ意味がない。その際に重要な役割を果たすのが、外国人学校と地域住民との交流の機会を創出する両者の架け橋となる地域の団体や組織の存在である。事例であげた清泉インターナショナル・スクール学園では、

SPA と呼ばれる在校生の親から成る組織がその役割を果たしている。また EISJ では、杉並区が設立した杉並区交流協会と、すぎなみ協働プラザの 2 つの組織が主として両者をつなぐ機能をしている。外国人学校が地域社会とつながりを持つようとするとき、また地域側から外国人学校に働きかけをする際、必ず両者の仲介役となる組織や団体の存在がある。生活者として日本に暮らすようになった外国人住民に対して、いかにして外国人住民が地域に溶け込めるのか、日本人住民と外国人住民が共生した地域づくりが出来るのか、各地域の組織や団体は、試行錯誤しながら活動している。そしてそのような日本独特の「もてなしの文化」を持った組織や団体は、外国人学校と地域社会の長期的な交流を促す存在となり、地域における多文化共生の推進を目指す際の不可欠な要素だと考えられるだろう。

最後に、政府や地域行政による外国人学校への政策の改善と支援の充実の必要がある。外国人学校は、地域における多文化共生社会の実現を推進する大きな役割を持っている。しかし、日本における外国人学校の位置づけが低いが故に、多文化共生をさらに発展させ得る外国人学校がもつ機能を最大限に活かすことが出来ていない。外国人学校の社会的地位が上がることは、これから国内における国際化がますます活発化する日本において、日本に住む外国人だけでなく、日本人にとってもメリットとなる。政府や地域行政による外国人学校への政策や整備の見直しをする必要があるだろう。

以上、これまでの外国人学校と地域社会との関係性の分析からみてきた、日本において地域における多文化共生社会を実現する際に必要となる条件を 4 点あげた。しかしこれらの条件が、全ての外国人学校と地域に当てはまるとは限らない。外国人学校と日本人住民のそれぞれが、互いに理解しようとする相互理解の努力が何よりも大切である。それぞれの学校と地域社会が互いに試行錯誤しながら、外国人学校と地域社会の建設的かつ長期的な友好関係を構築していくことが、地域における多文化共生社会を実現していく際の第一歩となるだろう。

5-2 これからの外国人学校

現在日本の中に 221 校ある外国人学校は、定住外国人の増加に伴い、今後もその数を増やしていくと推測される。外国人学校は定住外国人にとって、我が子を安心して教育を受けさせることが出来る、地域になくってはならない場所である。それと同時に、日本人住民にとっても、身近な地域で異文化交流を体験することが出来る貴重な場所であり、これからの日本社会の中でなくてはならない教育機関である。

来たる 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、日本における外国人数はますます増加し、グローバルな国として日本は発展する。その際に課題となるのが、国際交流に対する日本人の消極的な考えだろう。日頃外国人と接することに慣れていない日本人が、現在日本が目指している多文化共生社会でどのように生き抜いていくのか。そこで、身近な地域で国際交流の拠点となる機能をもつ外国人学校は、われわれ日本人にとって絶好の場所として機能するだろう。地域の中の外国人学校を通して、

外国人学校、日本人住民の両者が異文化交流を体験することで、お互いにウィンウィンの関係を築くことが出来る。日本の中の外国人学校は、多文化共生社会の実現を目指す日本社会において、重要な役割を担う機関であり、今後ますます必要不可欠な存在となるだろう。

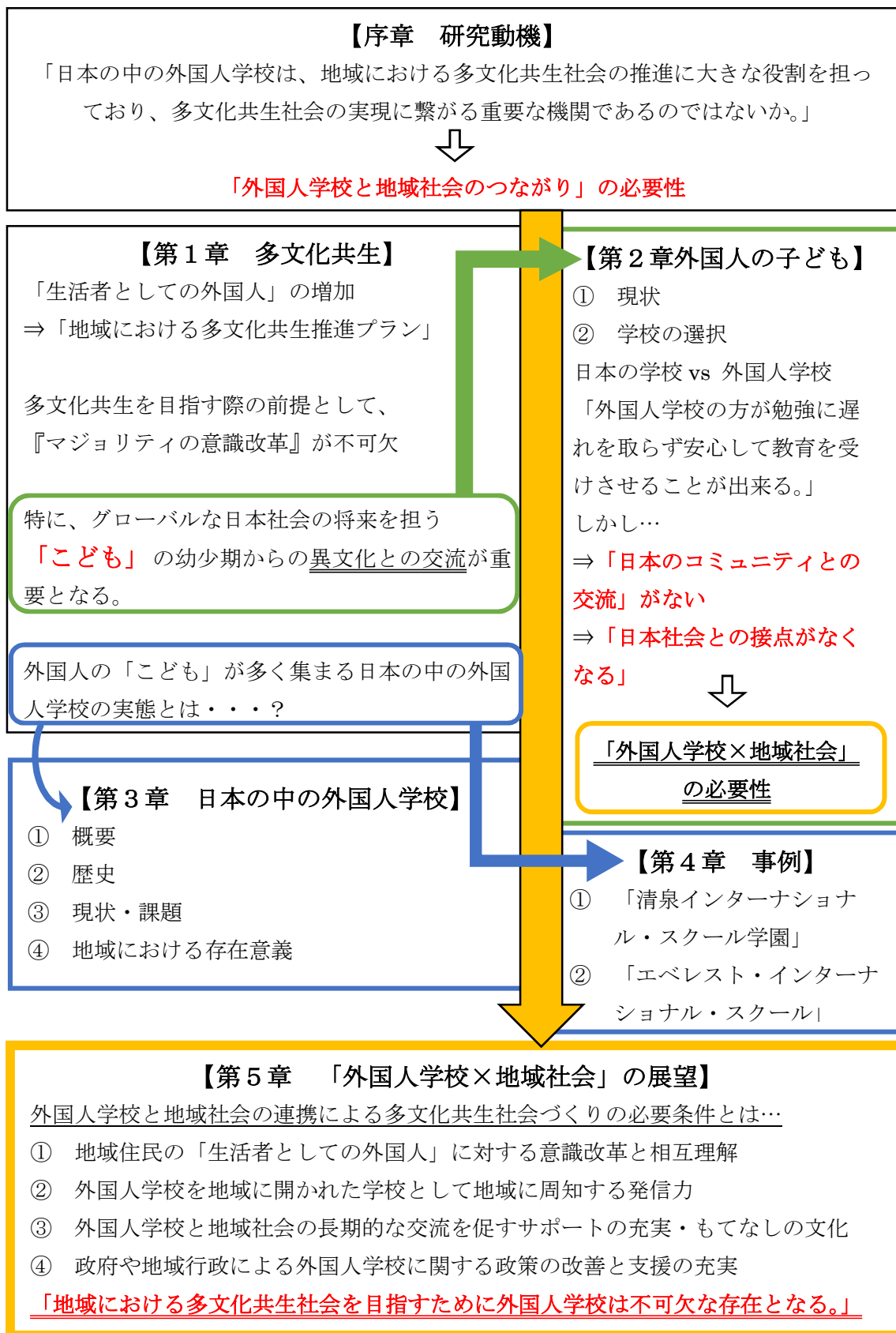
終章

終—1 本論文のまとめ

さて、ここで本論文の流れを再確認する。まず第1章では、本論文のテーマの土台となる「多文化共生」について、その歴史を振り返りながら、なぜ日本が外国人と共生する社会を現在目指しているのかを述べた。定住外国人数が過去最高に達し、「生活者としての外国人」が身近な地域で見られるようになった。政府が、国内の国際化に対応するため「地域における多文化共生推進プラン」を策定したことから、多文化共生の地域づくりは各地方自治体の課題となった。「多文化共生を推進するべきだ」という筆者の主張を前提に本論文を進めるために、同じ地域内で外国人と共に暮らす社会的な利点として異文化交流機会の創出をあげ、外国人と日本人の間にウィンウィンの関係を構築出来ることだと述べた。しかし、その際に重要な役割を果たすと考えられる外国人学校については、上記のプランでも焦点が当てられていなかった。そのため第2章から、地域における多文化共生を大きく推進する機能をもつ外国人学校について述べていくため、日本における外国人の子どもたちの現状と彼らが抱える課題を明らかにし、定住外国人とその家族の生活を支えている外国人学校の重要性について述べた。第3章では日本の中の外国人学校の現状と歴史、法的位置づけなどの課題について述べたうえで、地域における外国人学校の存在意義を明らかにした。地域の中で、「外国人学校は他国の文化に触れる身近な場所」として機能し、外国人だけでなく我々日本人にとっても意味のある学校であることが分かった。実際に外国人学校と地域社会はどのような関係を築いているのか、その実態をみるために第4章では、清泉インターナショナル・スクール学園と、エベレスト・インターナショナル・スクールを事例にみた。主にそれぞれの校長先生からのインタビュー内容から分析した、外国人学校と地域社会のつながりの実態をまとめた。そして第5章では、事例分析から明らかとなった、外国人学校と地域社会のつながりから見えてくる多文化共生の地域社会づくりにおける条件を4点導きだし、日本社会における今後の外国人学校の可能性について述べた。

これからますます国内のグローバル化が発展する中で、外国人学校の重要性が叫ばれることは間違いない。外国人と日本人の両者が相互理解の姿勢をもつことで、外国人学校の可能性は有効に活用することが出来る。身近な国際交流の拠点となる外国人学校は、地域における多文化共生を大きく推進する機関として地域の中で機能している。

終一2 本論文の図式化



終—3 謝辞

最後に、本論文を執筆するにあたり大変多くの方々に協力をいただきましたこと、心よりお礼申し上げます。

まず、清泉インターナショナル・スクール学園・高等学部校長先生を始め教職員の皆様、エベレスト・インターナショナル・スクール校長の校長先生、さらに教職員の方々。さらに杉並区交流協会事務局長、並びに職員の方々。すぎなみ協働プラザの職員の方々。ご多忙中にもかかわらず、インタビューのご依頼を快く引き受けてくださいまして、誠にありがとうございました。伺ったお話はどれも大変貴重なもので、本論文を執筆する上で、なくてはならない非常に重要な資料となりました。さらに、私自身さらに外国人学校と地域社会との関係について興味がわき、それぞれの学校で開催しているイベントやボランティアなどに参加したいという想いがますます強くなりました。皆様方の温かいご協力のおかげで、本論文を完成させることが出来ました。深く御礼を申し上げます。

そして最後に、本論文の主査である浦野先生。私の拙い論文にも優しく助言して下さい、ありがとうございました。テーマと方向性の軸が見つからず迷走していた時に、本論文の執筆までたどり着けたのは紛れもなく浦野先生のおかげです。さらに、ゼミナール生の皆様から頂くコメントからは毎回ヒントを頂き、本論文の方向性を定めるきっかけとなりました。本当にありがとうございました。

香港で体感した違和感や疑問を、本論文の研究を通して解消し、さらに外国人学校の可能性まで明らかにすることが出来たことは、私自身にとっても非常に意味のあることだと感じています。将来の自分のキャリアを築いていく際の、大きな財産になったと思います。本論文はまだまだ不十分な部分が多くあるかと思いますが、私ならではの論文に仕上がったと思います。

協力して下さいました皆様のおかげで本論文を完成させることが出来ました。この場をお借りして、皆様に心より感謝申し上げます。

参考文献

- 宮崎幸江『日本に住む多文化の子どもと教育 ことばと文化のはざままで生きる』上智大学出版, 2016年
- 近藤敦『多文化共生政策へのアプローチ』, 明石書店, 2011年
- 小林哲也, 『国際化と教育』, 放送大学教育振興会, 1995年
- 馬淵仁『「多文化共生」は可能か 教育における挑戦』勁草書房, 2011年
- 佐久間考正『多国籍化する日本の学校 教育グローバル化の衝撃』勁草書房, 2015年
- 加賀美常美代『多文化共生論 多様性理解のためのヒントとレッスン』明石書店, 2013年
- 佐竹眞明『在日外国人と多文化共生 地域コミュニティの視点から』明石書店, 2011年
- 安彦忠彦『公立学校はどう変わるのか』教育出版, 2011年
- 朝日新聞『社説「海外からの大事な宝」』2005年8月20日付朝刊, 14版(3)
- 朴三石『外国人学校 インターナショナル・スクールから民族学校まで』中央公論新社, 2008年
- 佐藤郡衛『海外・帰国子女教育の再構築—異文化間教育学の視点から』玉川大学出版部, 1997年
- 落合知子『外国人市民がもたらす異文化リテラシー』現代人文社, 2012年
- 海老原治善『地域教育計画論 子ども・地域に開かれた学校づくり』勁草書房, 1981年
- 北脇保之『「開かれた日本」の構想 移民受け入れと社会統合』株式会社ココ出版, 2011年
- 月刊「イオ」編集部『「日本の中の外国人学校」』明石書店, 2006年
- 中島智子『多文化教育 多様性のための教育学—太田晴雄「学校言語を母語としない子どもの教育 アメリカの場合」』明石書店, 1998年
- 小野寺理佳「外国人多住地域の教育と国際交流活動：第2部 ブラジル人学校における教育と父母の意識：第5章 誰のためのブラジル人学校選択か：子どもに託された親の夢」2002年
- 川上紗那「グローバル化における多文化共生の行方—CCK・TCKから見る多文化共生のあり方—」2013年
- 白土悟「多文化共生社会で生きる—福岡都市圏における取組—」2014年

参考 URL

- 法務省「平成 29 年末現在における在留外国人数について（確定値）」2017 年
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00073.html（最終閲覧日 2018 年 11 月 15 日）
- 総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書～地域における多文化共生の推進に向けて～」2006 年 http://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota_b5.pdf（最終閲覧日 2018 年 10 月 18 日）
- 内閣府「年次経済財政報告（経済財政政策担当大臣報告）」2004 年
<http://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je04/04-00000.html>（最終閲覧日 2018 年 10 月 14 日）
- 総務省自治行政局国際室長「地域における多文化共生推進プランについて」2006 年
http://www.soumu.go.jp/main_content/000400764.pdf（最終閲覧日 2018 年 10 月 1 日）
- 文部科学省「外国人児童生徒数に対する教育支援に関する基礎資料」2015 年
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/121/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2016/03/08/1366441_05_1.pdf（最終閲覧日 2018 年 10 月 21 日）
- 文部科学省 a「外国人児童生徒等教育の現状と課題」2016 年
http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/todofuken_kenshu/h28_hokoku/pdf/shisaku03.pdf（最終閲覧日 2018 年 11 月 10 日）
- 内閣府「学校教育法」1947 年 http://www.kyoto-u.ac.jp/uni_int/kitei/reiki_honbun/w002RG00000944.html#e000000289（最終閲覧日 2018 年 11 月 3 日）
- 「清泉インターナショナル・スクール学園」公式ホームページ <https://www.seisen.com/>（最終閲覧日 2018 年 11 月 4 日）
- 「エベレスト・インターナショナル・スクール」公式ホームページ <http://eisj-edu.com/>（最終閲覧日 2018 年 11 月 14 日）
- 「杉並区統計書（平成 29 年版）2 人口」杉並区公式ホームページ, 2017 年
<http://www.city.suginami.tokyo.jp/kusei/toukei/toukei/h29/1039350.html>（最終閲覧日 2018 年 11 月 16 日）
- 文部科学省「外国人児童生徒等教育の現状と課題」2018 年
http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/todofuken_kenshu/h30_hokoku/pdf/r1408310_04.pdf（最終閲覧日 2018 年 12 月 4 日）
- 文部科学省 b 『「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成 28 年度)」の結果について』2016 年
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/06/_icsFiles/afieldfile/2017/06/21/1386753.pdf（最終閲覧日 2018 年 12 月 4 日）